

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 23 年 7 月 13 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 5 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・鈴木・山口・山田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

過日開催されました当委員会におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました高橋でございます。もとより微力ではございますけれども、副委員長をはじめ委員各位並びに理事者各位の御協力をいただきながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいり所存でございますので、よろしく願いを申し上げます。

また、本年 3 月にごあいさつ申し上げましたけれども、再びこの場に戻ってこられたことを私自身大変うれしく思っております。建設常任委員会の理事者の皆様には、これからもいろいろ御相談したいこともございますし、またお願いしたいこともございますし、しっかり議論してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

なお、副委員長には、新谷委員が選出されておりますことを報告いたします。

改選により、委員の構成が変わっておりますので、部局ごとに理事者の紹介をお願いします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、鈴木委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「地籍調査事業の取組状況について」

○(建設)用地管理課長

地籍調査事業の取組状況について報告いたします。

昨年第 2 回定例会以降の取組についてであります。昨年 9 月 1 日に地籍調査に係る陳情の処理経過及び結果について報告したところであります。

地籍調査の実施に当たっては、長期にわたって財政的、人為的負担が必要となることを見込まれることから、問題などの整理を行うため、地籍調査を実施しております旭川市、恵庭市、北見市、札幌市などの 7 市と、平成 18 年度まで地籍調査を実施していましたが、現在は休止している深川市の合計 8 市にアンケート調査をお願いいたしました。

アンケートでは、地籍調査着手年や進捗状況などの事業の実施状況、事業期間、調査面積、全体事業費、年間の事業費などの事業計画、担当部署や職員の配置などの庁内体制、実施に伴う問題点などについて調査いたしました。

その結果、事業費も莫大で調査区域も広いため、調査には長期間を要することから、早期に事業効果が現れる区域が限定されること、その場合の調査区域の優先順位の決め方、補助対象とならない作業や職員の人件費の財源手当てなど課題が確認できたところであります。

今後についてですが、第 2 回定例会終了後には、庁内の関係部局による検討会議を設置し、その中でアンケート調査で得られた他都市の情報を参考にしながら、本市における組織のあり方や事業手法、事業期間、調査区域などについて検討してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 8 号について」

○（建設）小林主幹

議案第 8 号訴えの提起について説明いたします。

本議案は、市営塩谷住宅に入居し、現在、滞納月数 55 か月、75 万 8,096 円を滞納している方に対して、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払を求める訴訟を提起するものであります。

当該入居者は、平成 17 年 2 月分からの住宅使用料を滞納しており、以後、一部納付しますが、滞納を繰り返し、これまでの再三再四の催告にも応じず、納付誓約書が提出されるも不履行の状況でございます。そのため、平成 22 年 3 月 30 日付けで小樽簡易裁判所に支払督促の申立てを行いました。相手方から異議の申立てがあり、また納付誓約書が提出されたことから、今後の納付履行状況を確認するため、申立てを取り下げたところでございます。

その後、一部納付はしますが、誓約が履行されないため、本年 4 月 8 日付けで明渡し期限 4 月 30 日を指定し、滞納家賃の一括返済を求める通告を行ったところでございますが、滞納家賃は納付されず、住宅も明け渡されない状況です。そのため、5 月 2 日付けで支払期日 5 月 23 日を指定し、滞納家賃の一括返済を求める最終通告を行ったところですが、支払期日になっても納付されなかったため、相手方に対し、賃貸借契約の解除通知を行ったところでございます。

このまま相手方の入居を認めることは、市営住宅の管理上及び使用条件を遵守している他の入居者との均衡を欠き、容認することができないため、訴訟もやむを得ないものと判断したものでございます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎地籍調査事業について

初めに、報告されました地籍調査について伺います。

道内 8 市に対してアンケート調査を実施したということですが、その中で小樽市と類似した市の事業費だとか事業計画など、また進め方について詳しく教えてください。

それと、小樽市の場合は、対象面積と筆数についても一度確認しますが、それも教えてください。

○（建設）用地管理課長

まず、アンケート調査に関する御質問ですが、類似市の事業計画等について、まず全部で 8 市でございますけれども、今回、市域の面積が同じぐらいの留萌市、それともう一つ、ちょっと規模は大きいのですが、旭川市について回答したいと思います。

まず、留萌市についてですけれども、市域の面積としては 297.44 平方キロメートル、地籍調査の対象面積が 134.8 平方キロメートルでございます。今回、留萌市が計画している事業期間は平成 15 年度から平成 60 年度までの 46 年を計画しております。事業費につきましては、留萌市のほうから回答がなかったものですから、これについては答えられません。それから、調査面積につきましては、先ほど対象面積 134.8 平方キロメートルと話しましたが、その年の調査面積は、その年によって若干増えたり減ったりというのはあるのですが、4 人から 5 人の職員を配置して進めているということで聞いております。

それからもう 1 市、旭川市についてですけれども、旭川市につきましては市域面積が 747.6 平方キロメートルと、小樽市よりかなり広い状況です。それから、地籍調査対象面積につきましては、494.49 平方キロメートル。ただ、

旭川市は今回の事業が初めてではなく、過去にもやった経過があるものですから、そのうち約 360 平方キロメートルが地籍調査の残面積として残っているということで聞いております。今回の計画につきましては、事業期間が平成 18 年度から平成 67 年度までの 50 年間、事業費は 87 億円、調査面積は 294 平方キロメートルです。今回 50 年かけて事業を実施しても、まだ若干地籍調査の必要な面積が残るといような、そういった状況です。職員の配置についてですが、6 人から 7 人の体制で実施しているということで聞いております。

それから、小樽市における地籍調査の対象面積等についてですが、小樽市の市域が全体で約 243 平方キロメートルございまして、そのうち地籍調査の対象となっているものが 174 平方キロメートルです。筆数で言いますと 12 万筆弱あるかと思えます。

○新谷委員

以前の会議録を読みましたら、小樽市の調査は 50 億円ぐらいかかると。その 5 パーセントが市負担になるということなのですけれども、12 万筆を調査すると相当な時間もかかります。市の負担も 50 億円の 5 パーセントですから、単純にいうと 2.5 億円、それだけかかるといふうになると思うのですけれども、これは相当大変な事業になるのではないかといふうに思いますが、これから庁内検討会議を開いて、いろいろ事業の進め方を決定していくということなのですが、建設部としてはいつごろからスタートさせたいというめどは立てていないのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

まだ正確に何年度から事業着手するかについて、決めておりませんが、今年度中には検討会議を開いて、小樽市の方向性を出して、こういうような方法であれば着手できるのでないかといふような、そういうところの一定の方向性を取りまとめていきたいといふうに考えております。

○新谷委員

本当に大変な事業だと思えますが、他市を見ても 50 年もかかるということでは本当に大変だと思うのですけれども、3 月の東日本大震災を見て、やはり災害の復旧にも大変役に立つものだと思いますので、ぜひ早く進めていただきたいといふうに思えます。

あとは、国土調査促進特別措置法、それから国土調査法で、国土調査事業 10 年計画の期限延長がされているわけですが、この補助の出る期間がこれからもずっと延長されていけばいいのですけれども、いつどのような政治情勢になるかわかりませんので、引き続き国に対してこの法の延長をするように申し入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）用地管理課長

国土調査事業 10 年計画が見直されたのは平成 22 年ですから、平成 31 年までといふような、期間がまだありますので、その間どのような状況になるかちょっとわかりませんが、まだ少し時間がありますので、そこら辺については状況を見極めながら、国への申入れなどについては判断していきたいと考えております。

○新谷委員

◎議案第 8 号「訴えの提起」について

それでは次に、議案第 8 号について伺います。

今、報告がありましたけれども、もう少し詳しく過去の経過を説明してください。

○（建設）小林主幹

これまでの滞納の交渉の経過ということでございますが、まず平成 20 年 10 月に、本人あてに 3 号催告書を送っております。これは市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づいて行っております。続きまして、同じく 20 年 11 月に、4 号催告書を連帯保証人に送付してございます。なお、一部納付をまた繰り返してございまして、納付後、滞納ということなものですから、若干時間があきますけれども、21 年 5 月に 6 号催告書で本人あての最終通告、22

年の 1 月に 7 号催告書で、保証人に最終通告をしております。同年 3 月 1 日に住宅の明渡し請求の催告書であります 9 号催告書を送付しております。これに基づきまして、支払いされませんでしたので、22 年 3 月 30 日に小樽簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところですが、本人から 22 年 4 月 18 日、支払督促に対して異議の申立てがございました。その後、22 年 4 月 30 日に本人と面談いたしまして、納付誓約書を提出いただきました。それに基づいて 22 年 6 月 11 日までは一部納付されましたけれども、その後また納付されず、今日まで一度も納付されておられません。それで、先ほど報告いたしましたけれども、本年の 4 月 8 日に住宅明渡しの通知である 9 号催告書を、引き続き本年 5 月 2 日に 10 号催告書で最終通告を行い、本年 5 月 24 日付けで市営住宅賃貸借契約の解除通知を行ったところでございます。

○新谷委員

平成 17 年 2 月から滞納が発生して、20 年の 10 月に 3 号催告書を送付したということですが、それまでは本人に会っていろいろ状況を聞いているのか、またなぜ支払わないのかというか、滞納になっている生活実態とか、そういうものは把握しているのでしょうか。

○（建設）小林主幹

平成 17 年の 2 月分の使用料からということで、16 年度については滞納月数が 1 か月、17 年度が 5 か月、18 年度が 11 か月ということで、平成 18 年以降が多くなっておりまして、本人と面談した中では、家庭の事情ということで話は聞いておりまして、光熱水費については滞納はないと。そして、多重債務もないということで、家賃だけの滞納ということで伺っております。

○新谷委員

収入がどれぐらいあるかわかりませんが、減免の申請だとか、そういうのもなかったのですか。

○（建設）小林主幹

減免の申請の関係なのですが、滞納交渉に当たっては、滞納の額をいかに減らしていくかということが大きな問題でありまして、当然、その滞納交渉の中で、返還計画を立てて誓約書を出していただきます。その誓約が履行されない中で、減免の申請には至らなかったという経過でございます。

○新谷委員

以前、私が建設常任委員のときに、一度こういうような問題がありました。それで、その案件にはやむを得ないだろうということで賛成したのですが、後で話を聞きましたら、やはり生活が大変だったということがあったので、どうだったのかということは今聞きました。市としても何度も努力もしたと思います。私たちが何とか御本人にお会いできないかと思っただけで、ついに会えなかったのでお話しも聞けなかったのですけれども、どうして約束を守らないのか、その辺のことはちょっと理解できませんけれども、今回はやむを得ないのではないのか、このように考えてはおります。大変難しい問題ではありますけれども、この質問はこれで終わります。

◎道営若竹団地 1 号棟の耐震・リモデル設計費について

次に、住宅なのですが、道営若竹団地 1 号棟の耐震・リモデル設計費が計上されておりますが、完成までの進め方、これについて説明してください。

○（建設）建築住宅課長

道営若竹団地 1 号棟の耐震・リモデル設計の今後の進め方ですが、来月には設計委託業務の入札を行いまして、設計委託業者を決定したいというふうに考えております。その中で、耐震診断、それから耐震補強設計、リモデル設計を今年度、3 月末までに完成してもらいまして、その後、24 年度、25 年度の 2 か年をかけて、現場の工事に入りたいというふうに思っております。

○新谷委員

ここでいろいろ設計にかかわってくるということなのですが、身障者用を何戸つくる予定でしょうか。そういう

予定はありますか。

○（建設）建築住宅課長

身障者用というものの定義もあるのですが、一応、建物の構造上、既存の建物の改修にはいろいろな制約がございまして、床の段差の解消という意味では、廊下から玄関に上がる部分、それから玄関から居室の床に上がる部分の段差というのがどうしても構造的に解消できない状況になってございます。そういった意味では、段差の解消ができないために、車いす等の使用というのはちょっと難しいのかなというふうに思っております。ただ、中に入った後については、基本的には床に段差を設けない、そういった形の設計を考えているということでございます。

○新谷委員

市営住宅でも車いすで暮らしている人がいるのですけれども、その場合は玄関から家に入るまでに段差があって、それは何とかクリアしながら生活していると思うのですけれども、中はフラットにするから、それはそれでいいと思うのですが、トイレは身障者用にできるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

設計についてはこれからの予定なのですが、車いすが中で完全に回転できるようなスペースというのはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

○新谷委員

せっかくリモデルするのに、やはり身障者用も少し考えていただきたいと思います。これから設計するのでしたら、ちょっと相談していただきたいというふうに思います。

それから、市営住宅の募集で、よくこちらのほうにも何とか入りたいのだけれどもと来るのですが、それは私たちが言ってもあくまでも抽選なのでだめなのですということで説明するのですが、単身用住宅が本当に少ないと言われるのですけれども、昨年の募集で単身者用の 2DK の応募状況はどうでしたか。

○（建設）小林主幹

平成 22 年度の単身用住宅ということで、2DK の募集の状況でございますが、一番応募が多かったのが市営緑 A 住宅の 2DK です。募集 1 戸に対しまして 53 名ということで 53 倍でございます。一番低かったところが市営最上 A 住宅の改良で、1 戸の住宅に対して 2 名の申込みがありまして 2 倍ということでございます。市内全体の平均でございますけれども、20 戸に対しまして 349 戸ということで、17.5 倍ということでございます。特にまち場である市営緑 A 住宅、市営稲穂改良住宅、市営若竹住宅の倍率が高かったという状況です。

○新谷委員

今お聞きしたとおり、単身者も入れる住宅の倍率が非常に高いわけです。それで、先ほど言ったように、なかなか入れないという要望も来ています。今も言いましたけれども、設計はこれからですので、何とか単身用を少し多めにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

道営若竹団地 1 号棟につきましては、2 号棟と同様に、もともと 2DK のみの住宅となっております。リモデルにおいても、基本的には単身者用を中心というふうには考えているのですが、ファミリー層もやはり入れるという考えもございますので、基本的には 2 号棟でやったのが 2DK 30 戸、3LDK 10 戸という割合なのですが、おおむねこういった似たような割合で進めていきたいというふうに思っております。

○新谷委員

◎木造住宅の耐震改修促進について

それでは次に、木造住宅の耐震改修促進について伺います。

31 万 5,000 円の事業費が計上されておりましたが、これは平成 21 年 3 月、小樽市耐震改修促進計画が策定されて助成が始まったと思うのですが、昨年度の実績を教えてください。

○（建設）建築指導課長

木造住宅耐震改修促進事業の助成内容についてでございますけれども、この事業につきましては、昭和 56 年 5 月 31 日以前に、旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震診断に係る費用の一部を助成する制度でございます。平成 22 年度からこの制度が始まっておりまして、助成の内容につきましては、診断費用の 3 分の 2 かつ 3 万円を限度としておりまして、実績につきましては、20 棟分見ておりますけれども、利用者はゼロということでございます。

○新谷委員

20 棟分見ていたけれどもゼロだということで、この耐震改修促進計画の中に、昭和 56 年以前の建築の住宅で耐震が不十分な住宅が 2 万 1,550 戸ある、このように報告されておりますが、申請がゼロというのは、これはどうしてなのかというふうに思うのですが、どのように理由を考えていらっしゃいますか。

○（建設）建築指導課長

耐震改修促進計画をつくった平成 21 年 3 月、このときの耐震性が不十分というような木造の住宅が、2 万 1,000 棟近くあったわけなのですけれども、その後、こういった助成制度を設けて申請がないと。どうしてかということでございますけれども、さまざまな要因が考えられると思うのですけれども、例えば診断をして耐震性が不十分であるというようなことがあった場合に、大なり小なりの改修工事が当然発生してくるわけでございます。そういった改修工事の中で、そのみで工事を行うというのはなかなか難しいのではないかと感じておりますし、また昭和 56 年以前の建物でございますので、約 30 年以上たっているということもございまして、そちらの耐震改修よりも、やはり住宅のリフォームだとかバリアフリーだとか、そういった方向に目が向いているのではないかと、あと、小樽市は地震の少ないところなので、どうしてもそういった意識がちょっと薄いのではないかと、そのように思っております。

○新谷委員

それで、目標なのですけれども、この促進計画をつくった背景には、阪神・淡路の大地震と、それと近年、日本各地で大規模地震が頻発しているため、いつどこで地震が発生してもおかしくない状況であると、このように書かれていますよね。それで、耐震化率を平成 27 年までに 9 割にするという目標が出されておりますけれども、今、木造住宅は 54.6 パーセントなのですが、27 年までに目標は達成できそうでしょうか。

○（建設）建築指導課長

計画は、平成 21 年度から 27 年度までという 7 年間で、木造の建物については 90 パーセントの耐震化を目標にしていくということでございますけれども、今おっしゃったとおり、木造の耐震化が五十数パーセント、現在 60 パーセントなのですけれども、これを 27 年度に 90 パーセントということでございます。先ほど助成制度の説明をさせていただきましたが、耐震診断については、無料の耐震診断を平成 21 年度から実施しておりまして、この制度の活用というのが現在図られているわけでございます。この目標のハードルというのは非常に高いと思っておりますけれども、この計画を着実に進めていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

その無料診断の実績は、昨年度は何件あったのですか。

○（建設）建築指導課長

無料の耐震診断につきましては、平成 21 年度に 4 件、昨年度 2 件でございます。

○新谷委員

どちらにしても、とても少ない数ですね。今、住宅リフォーム助成制度ができていくと耐震化も進むのではないかと、このように思いますけれども、平成 21 年度、22 年度で無料でも 6 件しかなかったということで、本当に実績が少ないです。しかし、今度の大震災で、やはり市民の意識も変わってきているのではないかと、思うのですけれども、この診断の助成費をもう少し上げられないのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

現在、助成金額は診断費用の 3 分の 2 かつ 3 万円という限度で行っておりますけれども、この費用につきましては、当時、各特定行政庁から費用についていろいろな意見をいただいた中で 3 万円というふうに規定したわけでございますけれども、これを上げろということでございますが、各都市でどういった取扱いをしているのか、今後も先進事例を見ていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

ぜひ検討してください。

それから、なぜ私もこんなに少ないのかと思って、広報にはどの程度出ているのか見てみました。平成 22 年は 2 回お知らせしておりますが、小さくお知らせしておりますよね。それで、今も言いましたけれども、今度の大震災で市民の意識も大分変わってきていると思いますので、もう少し説明を詳しくするなど、誌面を使わせてもらって啓発していくというようなことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

市民への周知ということでございますけれども、委員もおっしゃったとおり、市のホームページ、また広報などで市民への周知を行っているわけでございますけれども、そのほかに建築士事務所協会や建築士会を通して、こういった制度の周知を図っているということでございます。

○新谷委員

◎除排雪について

それでは、次に行きます。

除排雪についてですが、まず、今年 3 月の第 1 回定例会で一般質問しましたが、道路幅が狭くて大型車が入れないため、除雪が入らないので、何とかしてもらえないかという話がありましたので、行ってみました。それで、2 回目に訪ねたときにはきれいに除雪されていて、除雪車が入れたではないかと思いましたが、実はその上に松泉学院があって、下の市道松泉学院通分線は松泉学院にお勤めしている方の厚意で除雪されたということで、大変きれいに除雪されておりました。この問題を質問したいのですけれども、排雪のスペースがあるかどうかなど検討してみたい、現状把握をしたいということでしたけれども、これから計画をつくっていく上で、どの程度現状を把握されているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

6 月から路線の洗い出し及び幅員、勾配等の把握作業を行っております。今後につきましては、現地も確認しながら進めてまいりたいと思っております。

○新谷委員

それから、ほかにも急勾配で、以前は除雪が入っていたのだけれども、昨年度、一度も入らないという苦情が出されています。それについてはどうでしょうか。

○（建設）雪対策課長

機械除雪をすることによって、逆に安全が確保できないですとか、そういう難しい路線や除雪車が滑り落ちるといった危険を伴う路線もありますので、そういう路線については、現在、除雪のほうは入っていない状況でございます。

○新谷委員

それでも以前は除雪されていたというのに、昨年度は一度も入らなかった。以前は入れたのに今どうして入れないのかという疑問があるのですけれども。

○（建設）雪対策課長

たぶんその路線だと思っておりますけれども、業者に確認したところ、一回滑り落ちて、たまたま車が来なかった

ので、交差点を突き越したという事故といえますか、状況もあったので、やはりオペレーターの方はそういう急なところはちょっと怖いということも伺っております。

○新谷委員

そういう危険もあると思いますけれども、ではどうしたらそこを除雪できるのか、検討していただきたいと思えます。

それで、今年度の除雪計画はどのように進めるのか、説明してください。

○（建設）雪対策課長

現在、今後の除雪計画策定のための参考とさせていただくために、今年初めての試みとして、各町会の役員の方々にアンケート調査をお願いしております。その御意見や御要望を踏まえて、第 3 回定例会までに計画を策定していきたいと考えております。

また、秋、11 月ごろになろうかと思えますけれども、除雪の請負業者が決まりまして、除雪懇談会を行いますので、業者も出席した中で行いますので、そのときにその結果等を町会の皆さんに報告をしていきたいと考えております。

○新谷委員

そのアンケート調査は、どのような中身で行っているのですか。

○（建設）雪対策課長

中身については、道路の除排雪の満足度といえますか、よかったとか悪かったとか、今までのアンケートであれば、「大変よかった」「よかった」「普通だった」「悪かった」という選択式だったのですけれども、除雪対策に関しましては、生の意見を聞きたいということで、記述式で今回お願いしたところで、A 4 版 2 ページほどになっておりまして、いろいろ御自由に思ったことを書いていただくスタイルになっています。

○新谷委員

こういうアンケート調査をして、さらに 11 月に業者も入れた懇談会ということでは、住民のいろいろな要望、苦情が多いかもしれませんけれども、要望がわかるという点では、いい試みだと思います。

それで、置き雪対策なのですが、昨年度は、第 1 種・第 2 種路線の福祉除雪対象者のみでしたけれども、その検証と、今年度はどのように考えているかについて、お知らせください。

○（建設）雪対策課長

平成 22 年度につきましては、第 1 種・第 2 種路線の福祉除雪の対象者で、約 130 世帯を試行で行いました。除雪対策も、雪対策のアンケートと同じように、今、その約 130 世帯の方を対象にアンケート調査を行っておりますので、それを踏まえて 23 年度を考えていきたいと思っております。

○新谷委員

ということは、第 1 種・第 2 種路線だけではなく、広げるという考えですか。

○（建設）雪対策課長

一応、そういうようなことも念頭に置いて対応していきたいと思っております。

○新谷委員

それはよかったと思えます。どこまでできるのかわかりませんが、やはり前のところの置き雪がちゃんと対策されているのに、自分のところはされないという、そういう問題もありましたので、ぜひ拡大していただきたいというふうに思えます。

◎旧板谷邸敷地内のマンション建設について

次に、旧板谷邸についてですが、予算特別委員会でも問題になりましたけれども、旧板谷邸を一部取り壊してマンションを建てるという計画ですね。市としては何とか残してもらえないのかとお願いしているということですが、

私たちも行って見て、建物の前が駐車場になっていて、これだけでも歴史的建造物の価値が落ちたなと本当にかっかりしました。それなのに、その後ろにどのぐらいかわかりませんが、大きなマンションが建つということでは、まさにこの建造物の価値もまた落ちるし、景観にも問題があるのでないかと思えますけれども、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例第 51 条に指導、助言及び勧告のことが書いてあるのですけれども、この歴史的建造物の保全を図るために必要な措置を講ずるよう指導、助言及び勧告というのはどのように行ったのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

委員のおっしゃるように、歴史的建造物の保全ということで、小樽市では景観条例に基づいて、その保全に取り組んでおります。今回の事案につきましては、指定歴史的建造物の一部を解体する、また指定歴史的建造物の指定そのものを解除してほしい、そういった要望が当初からございました。当然、市としては、歴史的建造物だから保全するという観点がありまして、何とかその建物の一部でも残していただけないかということで協議してまいりました。再三にわたってお願いをいたしました結果、当初、全部指定解除というお話でしたが、最終的には海側の洋館部分と山側の石づくり倉庫の部分について、残していただけるというお話でございます。ただ、それ以上については、当初、全部指定解除というお話が、ここまで何とか保存していただけるというような話になってきましたが、それ以上についてはなかなかオーナー側についても難しいというお話で、現在、説明した内容の解除と取壊しということで進んでおります。

○新谷委員

確認申請はまだ行われていないんですね。

○（建設）建築指導課長

確認申請についてでございますけれども、また予算特別委員会の初日にも北野議員から質問がありまして、民間確認検査機関に提出された場合の確認申請、市の取扱いについて質問されたわけなのですけれども、現在、民間確認検査機関のほうからは、そういった通知はまだ届いておりません。

○新谷委員

この歴史的建造物の所有者、管理者には、建物について、保全に努めなければならないというふうに条例では書かれており、市の働きかけによって、全部壊す、指定解除をしたかったところを残したということなのですけれども、先ほど言いましたように、ここの前がずっと駐車場になっている、それだけでも何か本当にこの旧板谷邸の価値が下がったような気がしてならないのです。それなのに、一部を壊して、またすぐ後ろにマンションが建つとなったら、ますますこの価値がなくなると思うのですけれども、条例ではそれを無理やりやめさせるとか、罰金を科すとか、そういうことはないわけなのですけれども、何とかこれを回避してマンションを建てないというふうにはできないものなのでしょうか。我が党の北野議員は裁判にかけると言ったようなのですけれども、しかしそういう方法を含めて、何とか景観と歴史的建造物の保存ができないのか、もう一度お聞きします。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほど申し上げましたように、再三にわたってお願いしました。そういった中で、現在の計画ということであります。現在ある制度の中で、それを踏まえて進められているものについては、市としてもそれ以上のことについて口を出すということには、なかなかならないのではないかとこのように思います。

○新谷委員

何ともしようがないというのは、本当に残念でなりません。もうちょっとできないのか。それで、事前協議はまだだということでしたので、そのときに事業者の説明会の開催を求めるといふふうに北海道新聞に出されているのですけれども、それはどの程度の範囲で開催されるのか、それからもう一つ、函館市の例ですけれども、景観条例の基準を見直して、今度はそれに合わない場合は罰則、罰金を設けるといふことを検討しておりますけれども、こ

の問題とはまたちょっと別になりますが、そういうことはできないのか。小樽にはたくさんすばらしい歴史的建造物がありますけれども、このような形で本当に損なわれていくというのはとても残念ですし、そういうことは今後、検討できないのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

その説明会につきましては、事前協議を終えて、市のいろいろな基準等について、整合性のあるものを町会に説明しようと思います。その範囲につきましては、町会とも打合せて、どこまでするかというのは確認しようと思います。

もう一点、函館市の景観阻害の関係ということで、恐らく女神の像のことかと思うのですが、最近、一度撤去して、また同じところに建ててしまったという情報を受けました。函館市としては指導監督をしているが、なかなか撤去していただけないので、条例の改正等について検討しているということで伺っています。そういった面でも、市では、もし条例を改正するのであれば、参考にしたいというふうに考えます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎地籍調査事業について

まず、地籍調査事業の取組状況についてお聞きしたいと思います。

私は、平成 16 年の一般質問でも地籍調査を取り上げております。この中で、なぜ今、地籍調査が行われてきたのかについて二、三お聞きしたいと思っております。

地籍調査については、まず、境界問題の解決策のためにこういうものが必要だというような観点から、以前はお話を受けました。15 年 3 月以前の質問では、北海道では 70.7 パーセント、この時点で本市は地籍調査が未着手でありました。地籍調査のための基礎的調査について、17 年、18 年に実施するというで聞いておりますが、現在、この都市再生街区基本調査はどのようにされているのか、お聞かせください。

○（建設）用地管理課長

平成 17 年、18 年に実施された都市再生街区基本調査であります。これにつきましては、国のほうで街区基準点、小樽市の D I D 地区内に約 570 点の街区基準点を設置しております。この街区基準点の管理につきましては、小樽市のほうに移管されまして、現在、小樽市のほうでこの街区基準点を管理しているというような状況でございます。

○山田委員

今回、本市の財政がある程度好転していつているというようなことも踏まえて、今回の地籍調査に取り組むかと思えますので、どのような取組をされるのか、状況を教えていただきたいと思えます。

○（建設）用地管理課長

地籍調査の必要性や事業効果につきましては、例えば災害復旧のときの迅速化ですとか、土地取引の円滑化だとかというような部分が、事業上のメリットとしてございます。その辺につきましては、以前から市としましても、認識していたところであり、かなりの部分、国や道からの補助等があることはありますけれども、例えば職員の人件費等については補助の対象にならないという部分もございまして、なかなか今まで必要性は認識してはいたのですが、着手できなかったというようなことがあるかと思えます。ただ、未着手のところも北海道内でもかなり少なくなってきたということもございまして、今後につきましては、事業の効果等も考えたときには、いずれはやっていく必要があるのだろうというふうに考えております。

○山田委員

当委員会の高橋委員長も、この地籍調査に関しては、やはり心配している部分が本当にあると思います。平成 16 年当時の負担割合は国が 2 分の 1、道、市が各 4 分の 1 となっておりますが、先ほどの説明では、市の負担が 5 パーセントということでした。やはりこういうことも今回着手する要因の一つなのか、その点もちょっとお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

国が 2 分の 1 の補助、道が 4 分の 1、それから市が 4 分の 1 で、市が負担する 4 分の 1 に対しまして 80 パーセントの特別交付税措置があるということで、実質的には市の負担は 5 パーセントということになっております。この割合については平成 16 年当時から変わっていないかと思えますけれども、今までは市の直営でやらなければならなかったような作業につきましても、業務委託のできる範囲が広がって委託できるようになりまして、事業としては当時から比べてもやりやすくなったというようなこともあるかと思えます。国のほうもそういうような制度を新たに設けて着手を促していてもおりますし、市としても、その必要性については十分認識しているということで、その着手に向けて検討をこれからしていきたいということでございます。

○山田委員

年数はかかりますが、一日も早く着手されて、本市の地籍調査を完璧にされるよう期待しております。

◎議案第 8 号「訴えの提起」について

議案第 8 号訴えの提起について、先ほど、るる経過説明をお聞きする中で、平成 17 年当時から家賃が滞納されているけれども、光熱費は納付されているということもお聞きいたしました。

そこで、お聞きいたします。17 年当時の 1 か月の家賃は幾らだったのでしょうか。

○（建設）小林主幹

平成 17 年の家賃は 1 万 3,100 円です。

○山田委員

それでは、光熱費が支払われているということであれば、本市の平均的な水道料金をお聞かせ願えるでしょうか。基本料金でもいいです。

○（水道）料金課長

通常、一般家庭ですと大体 30 立方メートルで、大体七、八千円が平均だと思います。

○山田委員

七、八千円というのは、ちょっと私としては高いのではないかと思います。平成 17 年当時の家賃が 1 万 3,000 円でしたら、約半分程度ということですね。やはりこの半分程度が納められて、1 万 3,000 円が納められないというのも、常時、水道料金が納められているという観点からいけば、何かちょっと問題があったのではないかという気はします。

見方をちょっと変えて、例えば先ほど新谷委員からもお話があったように、その当時、補助制度、また一般的に言う和生活保護だとか、そういう横断的な対応とかはお考えにはなかったのかと思うのですが。

○（水道）料金課長

先ほどの七、八千円ということなのですが、2 か月で下水道使用料も含めて七、八千円ということですよ。

○山田委員

わかりました。そうすれば適正かなと。うちもいつもこれぐらいだと思います。

こういうことも聞いていても、今お話したように、やはり市からある程度、低所得者層の減免措置だとか、こういうものを頭の中でお考えにはなかったのか、その辺のことをお聞かせ願えますか。

○（建設）小林主幹

当該入居者につきましては、勤めていまして収入もあるということ、そしてもうお一人、子供がおりまして、働いているということで、そういった減免申請まで至らなかったというふうに思っております。

○山田委員

わかりました。そういうことであれば、ある程度の年月を経過した時点で、銀行の差押えなどについてはどうなのでしょう。

○（建設）小林主幹

住宅使用料につきましては、いわゆる民法上の契約に基づいて行っていますので、差押えはできないということになっています。

○山田委員

ちまたでは少額訴訟法なるものがある、ある程度そういう部分では裁判例も出ているようなのですが、現在、少額訴訟法の適用などはどうなのでしょう。

○（建設）小林主幹

制度的にあるのは承知してはいますが、支払督促で対応しているのが現状でございます。

○山田委員

私としては、ある程度市の対応には納得できる部分はありますが、そういうような制度、法律があるので、そういうのも使われたほうがいいのではないかと思いましたが、お聞きしました。ある程度こういう部分では、やはり当事者と市の相互の理解も必要だと思いますので、今回はこういう形でされていくべきだなと、一応私も納得しております。

◎雪対策の強化について

次の質問に移ります。

まず、市長の七つの重点公約の中から、市民が安全に暮らせるよう生活基盤としての雪対策の強化を挙げられております。昨年度は、先ほどおっしゃったように、間口の置き雪対策をされ、業者の最低保障制度の導入もされております。

初めに、昨年度の要望や苦情の件数と、どのような内容が多いのかについてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

昨年度の要望、苦情の件でございますが、北地区を担当する第1ステーションが391件、松ヶ枝地域の第2ステーションが427件、桜・朝里地域の第3ステーションが848件、銭函地域の第4ステーションが150件、手宮地域の第5ステーションが411件、勝納地域の第6ステーションが355件で、合計2,582件となっております。

その中で、一番多い内容ですが、除雪依頼が一番多く、次に排雪依頼、次に除雪後の苦情、砂箱への砂補充の順となっております。

○山田委員

今回、記述式のアンケートで要望をお聞きするというので、その点は評価できると思っております。今まではマル・バツ式や選択して丸をつけるというようなものが多かったようなことを覚えております。

ただ、今、私の地域で、ロードヒーティングの場所で除雪されており、その除雪した雪が山になって、やはり風が吹きますから、その山が凍ってしまい、ある家では家の前に凍った雪が積もっているというような苦情も聞いているわけです。ロードヒーティング区間では除雪をされているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

基本的にはロードヒーティング路線又はロードヒーティングの区間に関しましては、除雪は行っておりません。ただ、今の委員からのお話がありましたので、昨年度、施工いたしました業者から、何が原因なのか、何があった

のかを伺って調査した上で、今後、注意していきたいと思っております。

○山田委員

それで、もう一件、雪堆積場について、どういう管理をされているのかということで、ちょっと事例なのですが、幸町から赤岩に上がる雪堆積場があるのですが、暑い日など夏にちょっとした濃霧が起きているのは御存じでしょうか。

○（建設）雪対策課長

私も同じ幸地区なものですから、よく通って、この間は濃霧を体験いたしました。やはり、結構あそこもかなりの雪を堆積したものですから、この時期はまだ土手のほうに一部雪が残っている状況で、暖気と雪の関係で蒸気が発生したと思われます。今後、安全確保にも十分努めていきたいと思っておりますけれども、ちょっと今、対策といっても何があるのかという状況でございます。

○山田委員

今すぐ何をしろというわけではないのですが、ただ、濃霧で、例えばやはり交通事故だとか、そういう部分が危惧されると私は思うのです。ですから、注意の標識など、簡単なものでもいいので、今回、雪堆積場については、そういうような対応をしつつ考えていただきたいと思います。

この項最後に、砂まき対策の初動態勢について何点かお聞きいたします。

砂まきトラックでされる部分、また砂箱の中の砂袋で散布する部分について、今回、どれくらいの量を使われているか、総量をトン、又は砂袋でしたら何袋ぐらいかというのを教えていただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

まず、砂箱に関しては 596 か所でございます。使用した砂の量は、トラックで散布車によって散布した量は 5,093 トンでございます。砂箱又はボランティアの方にお配りしてまいっていた砂の小袋の重量でございますと 569 トンで、合計 5,662 トン使用しております。

○山田委員

5,662 トンというのは、前年度と比べてどうですか。

○（建設）雪対策課長

平成 21 年度は、トータルで 5,686 トンですから、24 トンほど削減しております。まきすぎだという御意見もかなりありましたので、量については極力調整しながら、かつ安全を保ちながら行った結果だとは思っています。

○山田委員

ある程度それぐらいの変化であれば、逆にそれで平準化して、例えば毎年これぐらい使うのだから、業者に対してこれだけ金額を減らしてほしいだとか、そういうことにも使えるのではないかとあって質問をしました。今、聞かせていただいて、補充などもされると思いますが、今後、効率のよい対応と補充の方法、その辺で考えがあれば、再度、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

効率のよい砂まきですけれども、平成 20 年度から砂散布車につきましては、原則 1 日 1 回、朝だけですけれども、朝の 5 時から 8 時までまきなさいということで、夕方につきましては、パトロールによって道路状況を見ながら判断してまきなさいという方向に変わっていますので、効率はよくなっていると思いますが、晩とか警察又は中央バスから危険だからまいてほしいという要望も結構来ますので、雪が降っている中でも散布車が出動しているというケースも多々あるかと思いますが、うちのほうは極力まくなとか、安全確保に努めてほしいということでは業者のほうにも要望しております。

○山田委員

◎LED街路灯について

それでは、あと 1 点、お聞かせ願いたいと思います。

今回、LED 電球の販売数が白熱電球を上回ったと聞いております。白熱灯から LED 照明に切り替えると 84 パーセントの節電、蛍光灯から LED 照明にすると 50 パーセントの節電になるとも聞いております。

現在、各町会から上がってくる LED 街路灯の申請状況について、件数、1 灯当たりの導入単価、数についてお聞かせください。

○（建設）庶務課長

町会からの LED 街路灯の申請状況でございますけれども、昨年度は 1 町会、それから今年度は 6 町会から申請が上がってございまして、1 灯当たりの町会の購入単価でございますけれども、高いところで 5 万 8,000 円、安いところで 3 万円ほどとなっております。設置数は、昨年度は 1 町会で 1 基、今年は 6 町会で 27 基となっております。

○山田委員

街路灯の維持費に対する助成額の推移についてお聞かせ願います。

○（建設）庶務課長

平成十六、七年ぐらまでは、町会あるいは商店街等の電気料に対して、7 割程度の助成をしていたかと思えますけれども、御存じのとおり、市の財政状況が厳しい中で、平成 18 年度の助成率が 63 パーセントぐらいになりました。当然、市の中からもいろいろな助成の見直しということがございましたので、そういったものの一環として助成率が下がりました。そのときに、小樽市街路防犯灯組合連合会のほうから、どの程度でとどめるかという話がございます。平成 19 年でございますけれども、市と 60 パーセントを下らないということでの協議をさせていただきます。それ以降、1 基の助成率として 60 パーセントを確保するようには予算を獲得しているという状況でございます。

○鈴木委員

◎平成 22 年度の豪雨について

まず平成 22 年度のゲリラ豪雨についてというところから始めます。

昨年、ゲリラ豪雨というのはすごい雨量で、堺町近辺、それから長橋、本当に小樽市内各所で大変な災害といえますか、水があふれたということになりました。

その件で、昨年度、緊急対策で予算もとつつ、対処としてどのようなことをされたかをお聞かせ願います。

○（建設）建設事業課長

昨年の大雨の復旧費等でどのようなことをしたかということでございますけれども、測候所のデータでは昨年 8 月 7 日に 37.5 ミリメートル、8 月 24 日に 24.5 ミリメートル、長橋にある小樽道路事務所のテレメータで 8 月 24 日に 38 ミリメートルという雨が降ってございます。それで、市内至るところで、溢水なり川があふれる、護岸が壊れるというような状況が発生してございます。そういう中で、その復旧としまして、まず、しゅんせつとバキュームでの吸引、あとは雪が降るまで復旧対策に追われた状況でございます。その中で、一部、河川を何とか開渠にしたり、側溝等の切替えをしてございます。

また、今年度につきましても、雪解けから現在まで側溝の切替えなどをしてございまして、今後も予定をさせていただきます。また、その中で代表的な部分を申し上げますと、長橋地区につきましては、昨年度、二ツ目川があふれて泥水が旧国道にあふれたり、堺町では市道本通第 2 線が冠水したり、新光地区では住宅に冠水があったという、そういう状況の中で、長橋地区については、雨水系への流入のみ口を大きくしたり、堺町では市道本通第 2 線の流入区域を一部変更したり、変更ということは減少させたり、新光地区では排水の切替えなどを実施してございます。

○鈴木委員

今、るる御説明があったのですけれども、要するに、異常気象だとは思いますが、例えば、前回のようなゲリラ豪雨がまた今年起きた場合に、ああいうことは防げるような体制になったという意味ですか。

○（建設）建設事業課長

先ほど話した時間降雨量 37.5 ミリメートルにつきましては、私どもの想像を超える大雨という認識でございます。また、昨年の第 3 回定例会の建設常任委員会で道路施設の排水能力については、3 年確率で降雨強度が 22.7 ミリメートルという答弁をしております。ですから、私どもは、昨年の大雨に対する復旧とか改修ということではなく、被害を極力少なくするという部分で、昨年末から今年、今までの対策を図っております。

○鈴木委員

今のお話を聞きますと、被害はたぶん前回よりは緩和されると。ただ、全部は無理ということなのですね。それで問題は、前回いろいろ苦情がありまして、結局、店が営業できないとか、そういうことになったので、根本的に構造を変えることができないのであれば、やはり対処を素早くしてほしいということなのです。吸い取るとか、土で埋まったところをすぐ撤去するというような体制というのは今回できているのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

災害に対する体制でございますけれども、私ども緊急時の対応として、市内三つの地区に分かれて業者を選定して、対応に当たる体制になってございます。昨年の大雨につきましては、過去 20 年以上、小樽においてはあれだけの雨が降るという経験をしてございません。そういう中で、昨年、市の職員としても、業者としても、いろいろと対応に当たったところでございます。そういう状況の中、昨年度よりも経験を踏まえたことからいけば、迅速な対応が可能かと思えます。また、消防等の関係機関とも連携をとりながら、迅速な対応に当たりたいと考えております。

○鈴木委員

迅速な対応をしていただけるという答弁ですので、ぜひともお願いしたいというふうに思います。もしそういうことがあったらお願いします。ないにこしたことはないのですけれども。

◎空き家・空き地バンクについて

それでは次に、空き家・空き地バンクについてお聞きします。

私が 4 年前に市議会議員になったときに、この件について質問をしたので、推移というか、現状についてすごく気になっているわけです。昨年、実際に立ち上げて、1 年ちょっとたっているんですね。それで、今、この空き家・空き地バンクについての進捗といいますか、その中身について、教えていただきたいと思えます。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家・空き地バンクにつきましては、昨年 1 月にホームページを立ち上げて、今 6 月ですので、17 か月ぐらいたっています。問い合わせ等は毎月二、三件ございまして、今まで数十件ぐら이의問い合わせがあります。現在、8 件の物件を掲載しており、そのうち 5 件が成約となっておりますので、今、借りたり買ったりといった物件を 3 件掲載している状況でございます。

○鈴木委員

今のお話ですと、需要はあるけれども供給が少ないということですか。

○（建設）まちづくり推進課長

確かに問題としては、提供できる情報量が非常に少ないということでございます。

○鈴木委員

この空き家・空き地バンクのそもそもの趣旨というのが、たしか、まちなか居住というか、自分の家が郊外にあって、その方が市内中心部に住むのにその家を活用してほしいとか、それからもう一つが、子供のいる世帯が一軒

家で伸び伸びとやっていただきたい、それからもう一つが、空き家になって人が住まない、要するに朽ち果てていくとか、人が住んでいないことでその家が傷む、それを防止して、逆に言えば、たまり場になったりとか、子供に危険のないようにということなのですから、その本来の意味というのは達成されてきているのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家・空き地バンクの目的は、今おっしゃったとおりなのですが、3 番目の危険家屋につきましては、我々調査した実績がございます。平成 20 年、21 年で調査した中では、37 軒ぐらいの危険家屋というのが調査されましたので、そういった部分は建築指導課なり消防署がそういったデータを共有して、事故とかそういったものの防止に使いたいと思います。

また、初めの 2 点、まちなか居住と子育て世代の郊外への住み替えについてなのですが、今申しましたように、なかなかまだ取扱件数が非常に少ないということで、その辺の検証ができないところです。現在、いろいろな課題に対して何とか取扱件数を増やして、その成果を見て、そういった検証をしていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員

今後はどのような運用の仕方を考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほど申しましたが、課題としては情報量が少ない。その問題があるということで解析したところ、登録条件が今までは築 20 年としていたのですが、そういった対象の建物がなかなか少ない。言いかえれば古い建物が多いということが一つあります。また、良質な物件については、大手の不動産会社が専属契約を交わしているということなどがあります。

そういったこと等々ありますので、今やっていることといたしましては、築年数をもう少し緩和して対象の建物を増やす、それから今言ったように不動産会社がいろいろと入っていますので、そういったところにも趣旨を説明して、もっと供給していただく、そういったことで取扱件数を増やすということで対応しております。

○鈴木委員

結局、小樽市が空き家を取り扱う量が問題ではないと私は思うのですね。先ほど言った中身が、そういう形で空き家が少なくなったり、活用できるようになったら、この目的は達成されるわけですから、量をたくさんにしようという意味ではなくて、その本旨というか、それを全うするような形で今後もお考えいただきたいということです。

◎市営住宅入居等の基準について

それでは、市営住宅についてなのですが、私は市議会議員になりまして、まずよく聞かれるのが除雪です。何とかしてくださいと。それから、市道です。でこぼこを直してくださいと。それから、市営住宅なのです。何とかならないか。先ほど、新谷委員もおっしゃいましたが、それはできませんけれども、この市営住宅について幾つかお聞きをしたい。

まず、市営住宅というのは、市民の皆さんがお考えのように、まずは家賃が安いということもあります。そういうふうに思われているし、実際そうなのでしょう。まず、その家賃の基準というか、基準プラスいろいろな反映されるものがありますよね、利便性とか立地とか、そういうことについての、家賃の決め方をちょっと教えてください。

○（建設）小林主幹

現在の家賃制度でございますけれども、応能応益家賃制度といいまして、応能の部分につきましては、家賃算定基礎額で 8 区分に分かれております。これは、それぞれの入居者の収入の区分に応じて政令で定めている部分でございます。

そのほかに応益の部分は、住宅から受ける利益、便利性、そういった部分を反映する部分でありまして、例えば市町村立地係数は小樽市であれば 0.8。規模係数は住宅の床面積を 65 平方メートルで割る部分です。経過年数係数は住宅が建ってから何年間という部分での係数でございます。それと、利便性係数は例えば浴室が設置されているとか、そういった部分を計算しての係数でございます。これを家賃算定基礎額に掛けて算出しております。

○鈴木委員

今のお話ですと、立地係数というのは、その都市によって決まっているということですね。それから、規模係数はその広さ、そして経過年数係数は建ててからの年数、利便性係数というのはどれだけ便利かということで、高い、安いということなのですね。

今、よく言われるのは、入りたいという理由が何か。利便性があるって安いところというのがあるのですね。入りたいたいけれども入れない。なぜか。出てこないからですね。戸数が出てこない。どうして出てこないのでしょうかというお話をすると、要するに同じ方がずっと使っているからということなのです。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、例えば契約している方がお亡くなりになりました。子供や同居人がいます。そういった場合に、もちろん市営住宅に入る基準がありますので、それを満たしていれば、そのまま入れるということですか。

○（建設）小林主幹

公営住宅法施行規則の中で、入居の承継の承認をしないという項目がございます。その中に、承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が 1 年未満である場合、収入が政令の基準を超えている場合、公営住宅法第 32 条第 1 項から第 5 項ということで、例えば家賃の滞納が 3 か月以上といったことに該当する場合は承認をしないという基準がございます。

○鈴木委員

2005 年に国土交通省から出された通知では、公営住宅の入居承継資格を原則配偶者のみということで示唆しているのですね。ある県営住宅では、親子間の承継についても、子供が 60 歳以上とか、月の収入が 8 万円以下という例外を設けて認めている、そういうことが書かれているブログがあったのですけれども、これは自治体が裁量で決められるということになっております。小樽市では、この裁量でいくと、どういう基準で承継を認めているのか、教えていただけますか。

○（建設）小林主幹

先ほど申しました公営住宅法施行規則に基づいて、自治体としてやっているということで、指針で言ういわゆる配偶者あるいは高齢者、障害者、そういった部分につきましては、現状は同居されている方が、入居者が例えば亡くなったとかという場合については、入居基準を満たしていれば、そのまま承継しているのが実態でございます。

○鈴木委員

例えば、亡くなった契約者にお子さんがいて、急に出ていってくださいというのは、やはりちょっと難しいと私はそう思うのです。ただ、問題は、例えば鈴木家という、私が市営住宅に入りました。そうしたら、うちの息子が例えば一緒にいてお嫁さんをもらって、狭いながらも 3 人で暮らすと。私が亡くなった。そうしたら、子供たちはその収入には届かないのでいられる。それがずっと続くということもあるのですね。ということは、その既得権というか、ずっと半永久的にそこへ住む権利というのが生まれるような形になるのですけれども、そういう解釈でいいでしょうか。

○（建設）小林主幹

人の出入りがありますと、収入がどういった状況かを把握しますので、当然、収入の関係書類を出していただきます。それから、先ほど申しましたけれども、政令で定めている基準がありますので、そういった基準をクリアしていれば、それは入居基準を満たしているということで判断しています。

○鈴木委員

そうなりますと、結局、書類上というか、しっかりその家の総収入を把握していただいて、それを超えた場合はしっかり執行していただくということしかないのです。なぜこういう話をするかということ、ちまたにやはり、これはちょっと例として挙げていいのかわからないのですが、生活保護の件で、見た目はもっと何か収入があって暮らしているのではないかと。ところが、市営住宅に入って、ずいぶんレベルの高い暮らしをしていると。そういうことで、きちんとそういうお話ができていくのかということが、やはり私もよく聞くのです。ですから、もちろんそういうことは、総収入をしっかり出していただいて把握しているのだから、ないということが大前提なのですから、提出した書類以外に調べるといふか、そういうことは基本的にはできないですね。

○（建設）小林主幹

収入の関係書類を相手方に求めまして、それで場合によっては申請確認することもありますけれども、その書類を、中を審査して決定しているというものが現状でございます。

○鈴木委員

たぶん、この話はずっとしていても、それをきちんとやってくださいという話で終わるのだというふうには思っています。ただ、そういった意味ではやはり厳格な、特にこの市営住宅というのは皆さん本当に入りたいらしいのです。そういった意味では、すごく市民の目というのがあります。ですから、そういったことをきっちり基準に照らしてやっていただきたいと思えます。

それから先ほどお話の中であったように、ひとり暮らしというか、どんどん家族が減って、当人一人になった場合、例えばスペース的なところというのは、要するに住み替えというか、かわっていただくということは考えているのですか。

○（建設）小林主幹

例えば入居者がお亡くなりになって、あるいは転居したということで人数が減った場合につきましては、住み替えの方法として二つございます。一つは、公募による住み替え、これは今入っている中で、公募に応募していただく。それともう一つは、登録制ということで、建築住宅課のほうに登録をしていただいて、御希望の住宅があったときに適宜あっせんしていくという二通りがあります。

○鈴木委員

そういった形で、今回も市営住宅を新しくつくる計画もある中、既存の方が入れるわけです。既存の方がその新しい市営住宅に入れるというまた特権がある。ということは、先ほど言ったように、ずっとそこにいようと思えば、変な話、所得はこのぐらいに落としておけばずっと入れるということがついて回るので、そうなりますと本当に既得権というか、すごく財産にもなってしまうのですね、そういう権利的なもの。ですから、先ほども所得ということに対してはしっかりチェックをしていただきつつ、指導しなければならないものはしっかり指導していただくということをお願いして、終わりたいと思えます。

○建設部長

今言ったお話は、実はかなり前からいろいろな問題になっています。特に、収入関係では、高額所得者が入っているという状況も一部見られる場合もあります。そういった部分について、今まできちんと説明をして、退居を促しております。ただ、どこまで実態的にできているかという部分はあります。そういったことで、我々も十分にそのあたり、先ほど言いましたように市営住宅、もともと低所得者のための住宅ということ、そういう趣旨に合わない場合については、指導をしていくということでございます。それがどこまでその実効性を持っているかという部分はまたちょっと置いておきますけれども、今後ともそういった形では対応していくということで考えております。

それから、ミスマッチについても、非常に高齢になってきて、家族も減ってきてという場合に、3LDKに一人

住まわれているという方もおります。そういう場合、家賃も高いですから、我々としてはもう少し小さな住宅で家賃も低くなるという、そういうメリットもあるというふうに思っていますので、そういった方についても、じっくり説明をして、希望があればそういう形で対応していきたいというふうに思いますけれども、なかなか一回住んでしまうと、引っ越しも大変だとか、愛着もあるとかと、そういう難しさもまたございますので、そのあたり十分に入居者に説明をしながら対応してまいりたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 35 分

再開 午後 2 時 55 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

◎議案第 8 号「訴えの提起」について

幾つかの項目に分けて質問させていただきます。

まず、議案第 8 号訴えの提起に関連してお伺いしたいと思います。市営住宅の家賃の収納状態についてお聞かせ願います。現在、市営住宅は全体で何戸あって、そのうちいわゆる滞納世帯として市が押さええている数というのはどのくらいあるのか、お聞かせ願います。

○（建設）小林主幹

現在、管理戸数は 3,451 戸でございます。滞納者に関しての御質問かと思っておりますけれども、本年 6 月末現在で滞納額 30 万円以上の方が 37 名おります。

○松田委員

その滞納世帯のうち、どの程度家賃が滞納になれば、明渡しの対象になるのでしょうか。それは、滞納月数によるのか、また滞納金額によるのでしょうか、基準をお知らせ願います。

○（建設）小林主幹

滞納の額によって訴えの対象になるという基準はございませんけれども、住宅の家賃滞納は、要綱がございまして、その中で法的措置対象者ということで規定がございまして、一つに、法的に対象者とはどういうものかということで、滞納家賃が 6 か月以上の滞納者で家賃納付誓約書を提出しない方、提出しても履行しない方、その他法的措置が適当であると認められる方、こういった方を対象としておりまして、あとは先ほど何号催告書ということである説明しましたが、今回の方につきましては 10 号催告までいった中での決定でございます。

○松田委員

次に、明渡しの通告がされるまでの手続の流れについて教えていただければと思います。

○（建設）小林主幹

要綱の中で滞納の段階がありまして、その段階に応じて催告書を提出してございます。今回の方につきましては、昨年の 3 月 30 日に支払催告しております。これは、9 号催告までいっております、その催告の中でも履行されなかったということで、支払督促をしています。そして、支払督促をした中で、異議申立てがあり、誓約書も提出されました。その履行状況を確認するというところで取下げはいたしましたけれども、それでなおかつ支払がされな

ったということで、今回は訴訟ということで議案の提案をさせていただきました。

○松田委員

今の方については、家賃を滞納したということで明渡しの対象になったということですが、家賃の滞納以外で明渡しの対象になるというふうに考えられるものはどういうものがあるのか、教えていただければと思います。

○（建設）小林主幹

住宅の環境、例えば近隣への迷惑行為とか、あるいは暴力団員、今までは実例はございませんけれども、こういった部分につきましては、家賃滞納以外に考えられる部分でございます。

○松田委員

今、お聞きしたら、近隣への迷惑というのはわかるのですが、暴力団員というのはどのようにして暴力団員かどうかというのを判断するのでしょうか。

○（建設）小林主幹

通常ですと入居の際に警察のほうに照会をかけますけれども、例えば先ほど入居の承継あるいは同居の申請が上がってきた、そういう節目、節目では警察のほうに照会はかけておりますので、そういった部分で判明した部分では考えられるかと思えます。

○松田委員

ここ 10 年で市営住宅の明渡し通告の対象になったケースというのは何件ぐらいありますでしょうか。

○（建設）小林主幹

平成 10 年以降で見ますと、明渡し訴訟は 4 件でございます。今回の方を入れますと 5 件ですが、今まで 4 件でございます。

○松田委員

明渡し訴訟が 4 件ということなのですが、要するに明け渡すということは、住む家がなくなるということだと思うのですが、その方たちの移転先、その後の住居というのはどのようになったのか、わかる範囲内で教えていただければと思います。

○（建設）小林主幹

直近では平成 21 年度に訴えの提起された方がおまして、その方は市内におります。それと、16 年度にも 1 件ございまして、この方も市内に居住してございます。

○松田委員

◎市営住宅の住み替えについて

質問を変えさせていただきます。

今後、市営オタモイ住宅 4 号棟の建設が始まりますけれども、その 4 号棟の入居戸数についてお尋ねします。何世帯入居予定で、そのうち市営住宅の老朽化による建替えの住み替えは何世帯で、新規募集は何世帯を予定しておりますでしょうか。

○（建設）小林主幹

市営オタモイ住宅 4 号棟への住み替えということでございますけれども、オタモイ C 住宅から G 住宅までございまして、対象の世帯は 67 世帯 86 名の方が対象となっております。4 号棟につきましては計 45 戸で、1 LDK が 28 戸、2 LDK が 13 戸、3 LDK が 4 戸ということでございます。

住み替え予定戸数につきましては、先週の 7 月 8 日から、4 号棟への住み替えについて、意向調査を実施しております。その結果を見て調整したいと考えております。

○松田委員

では、この 4 号棟の完成により、オタモイ地区の旧住宅の住み替えは完了したということではないのですね。

○（建設）小林主幹

対象の世帯が 67 世帯ということで、4 号棟については 45 戸ですので、皆さんがそこにおさまるといっていいわけではないと思っています。

○松田委員

では、その後、このオタモイ地区の旧住宅というのは、取壊しというのはいつぐらいを予定しているのでしょうか。

○建設部小紙次長

随時住み替えを行っておりますので、あいている住宅も結構今、多くなってきている状況があります。御存じのとおり、オタモイ住宅は A 住宅から G 住宅までずっとありまして、おのおの土地の所有者が違ってきていますので、解体に当たりますと、ばらばらにするとまた土地の返却とかいろいろ問題が出てきますので、ある程度あいたところから順番に解体を進めまして、土地もお返ししていきたいというふうに思っておりますので、最終的に今、4 号棟ができた段階で、その辺の考えを整理したいというふうに思っております。

○松田委員

わかりました。

それから今までのオタモイ住宅というのは、平屋でした。これは平屋の市営住宅からの住み替えにより高層住宅に居住されたある婦人のお話ですけれども、それまでは平屋だったということで、結構外に出れば歩いている人の顔が見え、裏には小さいながらも花畑もあり、人との交流を築くことができた。しかし、新しい住宅に入れて喜んでいたのもつかの間、その方の性格と言えば語弊がありますけれども、機密性を重視する余りドアを閉めれば外部と遮断されるため、今までと同様な近隣の方との交流ができず、その上、平屋住宅では課せられることがなかった階段、廊下等共同スペースの掃除当番などが本当に精神的に負担に感じられるようになり、老人性のうつになったという方が、これはお一人だけではなくて、私の知っている限りでも複数の方がいらっしゃいました。

その対策として、共有スペースを利用して談笑できる場を提供するなど、これからの公営住宅設計に考慮していただければと思うのですけれども、そのことについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

基本的には、居住者の方々のコミュニティという観点でいけば、集会所の土地ですとか、集会所にかわるものが近くにあればそれを利用していただくですとか、そういった形で、何らかの形でコミュニティの場というのは設計の中でも必要なところについては考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○松田委員

そのようにお願いいたします。

これからは少子高齢化がますます進んできております。先ほど、このミスマッチということでしたけれども、多人数向きの住宅にいらっしゃった方が、亡くなったりといったことがあり人数が減って、それで住み替えが可能だということだったのですけれども、このミスマッチによる住み替えというのは、現実にはどのぐらいあるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

人数が減ったことによる住み替えのお尋ねかと思っておりますけれども、件数は押さえておりませんが、方法といたしましては、住み替えの公募と、あと希望の住宅があれば、これを登録していただきまして、あきがあったら適宜紹介するといった流れになっております。

○松田委員

また、ミスマッチにはならないと思っておりますけれども、また同様に塩谷だとか、かもめ団地だとか、エレベーターのない市営住宅の場合で、上層階に住む高齢者世帯や、また途中で障害をお持ちになったことによってここまで行くのが大変だという方については、本人が希望し、なおかつ空き部屋が出たら、下の階への住み替えといったことも可能でしょうか。

○（建設）小林主幹

住み替えの事業といたしまして、現在、エレベーターの設置していない住宅につきましては、エレベーター付の住宅への住み替えはできないということで、同じようなレベルの住宅への住み替えということになっています。

あと、補欠者がいる住宅につきましても、住み替え、紹介はできないということでございます。

○松田委員

小樽についてはこれからますます高齢者の方も増えてまいりますし、障害になられる方もいらっしゃると思いますので、そういったことも今後の課題として検討していただければというふうに思います。

次に、市営オタモイ住宅の住み替えに当たり、単身世帯の方のお話なのですがすけれども、その方はオタモイ地区の中での住宅への住み替えを希望しておりましたけれども、単身用の戸数が決まっているということで、長く待ったとしても新築の住宅に入居できるかどうか確約できないというふうに言われて、住みなれたオタモイから離れたくはなかったのですがすけれども、別の地域の市営住宅に入居したというケースがございます。

そこでお尋ねいたしますけれども、公営住宅を建設する場合、1棟当たり何人というふうに決まってくると思うのですがすけれども、その1棟当たりの例えば1LDKで単身用、何人用ということで種類別割合というのは最初から決まっているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

新築する場合いろいろなパターンがあると思うのですがすけれども、今回、オタモイの住み替えということ考えた場合に、当然住み替える方を前提とした中での建替えですので、そういった方々が入れる部屋数が基本的には多く必要になってくるのですが、ただ、単身用だけでは、将来のことを考えた場合にはちょっとなかなか問題があるのではないかとということもあります。やはりその時々に合わせて形でタイプ別の部屋数というのは決めるものでありまして、単純に何パーセント、何割がこの部屋とかという基準は特にございません。ですから、あくまでも個別に判断をさせていただいているという状況でございます。

○松田委員

それで、付随してですけれども、一応部屋のタイプというのは1LDK、2DKといろいろあると思うのですがすけれども、何人世帯なら1DKとか、部屋と人数の関係性についても教えていただければと思います。

○（建設）小林主幹

単身用の住居につきましては1LDK又は2DK、2人世帯は2LDK又は3DK、3人世帯は3LDK又は4DK以下の住居、4人世帯では4LDK以下の住居ということでございます。

○松田委員

◎震災被災者等に対する住宅の提供について

では、また質問を変えさせていただきますけれども、このたびの震災により小樽に避難してきた方を市営住宅に入れましたけれども、このような突発的な入居申込みがあった場合、特定目的用住宅の枠組みで入居させるのか、また、もともと空き部屋で公募で入居させる予定の部屋を提供したのか、お聞きしたいと思います。

○（建設）小林主幹

あくまで市営住宅が管理上、支障がなくて、現在あいている住宅を今回の震災で提供したということでございます。

○松田委員

このたびの震災を含め、火災などにより自宅を焼失し、住む家が見つかるまでといった緊急避難的な用途に使用するための部屋を市営住宅ではあらかじめ何戸か用意しておくというものでしょうか。

○（建設）小林主幹

いわゆる火災で焼け出された方の住宅ということでございますけれども、そのために住宅を確保しているという

ことでなくて、そういった方が出れば、あいている住宅を探しまして、提供できる部分については提供しているということでございます。

○松田委員

◎除雪計画のためのアンケート調査について

では、次に項目を変えて質問させていただきます。

先ほど、雪対策課でアンケート調査を実施するというので、町会に配布されたと聞きましたが、このアンケートは町会だけに配布したのか、また、どのような目的でどのくらいの枚数を配布したのか、教えていただきたいと思っております。

○（建設）雪対策課長

アンケートにつきましては、現在、行っている最中でございます。

調査目的ですけれども、今後の除雪計画の策定の参考とさせていただくため、初めての試みとして行っております。

また、配布枚数ですけれども、枚数というよりも、連合町会に加入している 153 町会と未加入の 20 町会、合わせて 173 町会に、1 町会 5 名の方に、役員の方を対象に行っており、仮に 100 パーセント集まるとしたら 865 名の回収となります。

今後ですけれども、秋に除雪業者が決まりましたら除雪懇談会を開きまして、そこでも報告とともに御意見も出ますので、それを平成 23 年度にも可能な意見については反映させて、検討させていただきたいと考えています。

○松田委員

今、今後の参考にということで、アンケートをしていただいた町会の方についても、その集約の結果というのをお知らせするということですか。それとも回覧板か何かで、このようになりましたということで集約の周知はされるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

アンケートに関しましては、市民の方ではやっていないものですから、周知に関しましては、先ほども言いました除雪懇談会の役員が来られたときに、結果報告、意見の報告、こういう意見がこのぐらいありましたとか、そういうような報告をしていきたいと考えております。

○松田委員

◎排雪について

排雪方法についてお聞きしたいと思いますけれども、今年の冬は本当に雪が多くて、市民の皆様も大変苦労されたというふうに思います。

幹線道路の除雪についてですけれども、積み上げた雪が多くて、横道から幹線道路への見通しが悪く、危うく事故を起こしそうになったという苦情もございます。見通しがきくように排雪方法を工夫していただきたいと思っておりますけれども、その幹線道路の除雪後の排雪の基準を教えてくださいと思います。

○（建設）雪対策課長

排雪の基準につきましては、特にないのですけれども、パトロールによって道路状況を確認して行っておりますけれども、除雪を繰り返すうちに雪山がどんどん成長して高くなり、また道路を狭くしていきますので、その辺を歩行者、車の事故のないように安全確保しながら、そして事故になる前に、早め早めに対応していきたいと考えております。

○松田委員

除排雪業務というのは本当に大変な御苦労だと思いますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

◎側溝のふたの設置基準について

では次に、側溝のふたの設置の基準についてでございますけれども、私も議員にならせていただいて、市民の方からいろいろな市民相談を受ける中で、比較的多いのがこの側溝の件でございます。ふたが破損しているから直してほしいとか、また、ふたがないので取りつけてほしいなどが主なものとなっております。その相談を受けた場合、まず、どのようになっているのかということで現地を確認することを私は信条としておりますけれども、そこでふたがついている側溝とふたがないところがあるということに、議員になって初めて気づきました。

そこでお尋ねしたいのですけれども、基本的に側溝にはふたはかぶせないということなのですけれども、ふたをかぶせているところとかぶせないものとの基準、違いについて教えていただければと思います。

○（建設）建設事業課長

側溝のふたの設置基準ということでございますけれども、昭和 40 年代に幸町区画整理、朝里北・中・南という区画整理を行っております、その時代におきましては、その区域の中にあつた現有する建物についての出入りのための側溝のふたを設置したものであるのですけれども、ただ、この区画整理において、基本的には側溝のふたをかけないで、道路の排水を処理するという構造になってございます。そういう中で、区画整理後、家が建ち始め、入り口、車庫の出入口など個人の方がふたをかけて出入りする部分というのがありまして、それが連担する状況になり、ある程度一定のふたがかけられた。また、数か所、数メートルあいている箇所があるというような状況で、現在残っている部分ということです。

それで、基準で申しますと、私どもは臨時市道整備事業を昔からやっておりますけれども、平成 10 年ごろまではふたの設置基準については、車の交通量が多く、どうしても人が側溝の上を歩くだとか、そういう部分で危険回避のために側溝にふたをかけている部分がございます。また、平成 10 年以降につきましては、整備した車道幅員を有効的に利用するために、落ちぶた側溝をつけて全幅、人、車が一応歩けるような状況で整備をしております。

○松田委員

◎屋外広告物条例の制定について

次に、以前にも、我が党の秋元議員が質問させていただきました屋外広告物条例の制定についてでございますけれども、そのときには理事者の方から、平成 23 年度の中ほどから後半をめどに作業を進めているという回答をいただいておりますけれども、現在までの進捗状況について教えていただければと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

屋外広告物条例の進捗状況ですが、この作業につきましては、平成 21 年度から作業を進めています。21 年度においては、屋外広告物のデザインコード、デザインコードというのは基準ということなのですけれども、その検討を行っております。また、平成 22 年度につきましては、条例制定に向けての説明会を開催しております。これは、小樽歴史景観区域内の権利者約 2,000 名を対象に、3 日間にわたって開催いたしました。また、そういった御意見をいただいた中で、屋外広告物条例の案を作成しています。今年度、北海道と権限についての調整をしています。現在、屋外広告物条例というのは、北海道が法律に基づいて条例を持っています。今、その条例を一部権限移譲して、小樽市が市の独自の条例を制定するということで作業を進めていますので、そういった調整をしているということが現段階の進捗状況です。

○松田委員

これに付随してパブリックコメントもされるというふう聞いておりますけれども、いつごろを予定しておりますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

パブリックコメントにつきましては、現在の予定では本年 12 月ごろを予定しております。そういった中でいろいろな御意見を伺って、何とか年度内の条例制定、施行につきましては平成 24 年度の早い段階ということで予定としては考えております。

○松田委員

よろしくお願いいたします。

◎水洗化の促進について

次に、水道局の方に質問させていただきますけれども、水洗トイレの推進ということなのですが、小樽市内の水洗トイレの設置状況はどのようになっておりますでしょうか。

○（水道）サービス課長

水洗化普及率ということですが、平成 22 年度末で 95.6 パーセントでございます。

○松田委員

95.6 パーセントということですが、水洗トイレに変更するにはお金がかかるとは思いますけれども、建物の老朽化などを理由に、水洗化ができるのに、それをちゅうちょしているケースもあると思います。市内でそのように、できるのにしていないというケースというのはどのくらいありますでしょうか。

○（水道）サービス課長

水洗化可能地区における未水洗化の世帯数ということでございますけれども、平成 22 年度末で 3,380 世帯ほどございます。

○松田委員

その方々に対して、市として水洗化するように促すということはあるのでしょうか。

○（水道）サービス課長

水道局では、水洗化の取組については、水道局のホームページや広報紙等で PR を行っております。また、水洗化率の低い地区を選定いたしまして、戸別にチラシを配布したり、経済的に緩和できるように水洗トイレ貸付制度の PR 等も実施しております。その際、アンケート調査を行って、どういう理由で水洗化ができないのかという調査も行っておりますけれども、その理由としましては、借家であること、老人世帯であること、家屋の老朽化、改良資金の調達などの理由から、促進がなかなか進まない状況でございます。貸家、アパートについては、家屋の持ち主の方に下水道の役割について理解と協力を得ながら、水洗化の促進を行っているところでございますけれども、今後も粘り強く促進活動を継続して行ってまいりたいと思っております。

○松田委員

なぜこのようなことを聞いたかという、側溝をつけてほしいというケースがあったのですが、実はその近所で水洗化していないところがあるから、ちょっと側溝が難しいという回答もあったものですかからお聞きしました。よろしくお願いいたします。

◎災害用マンホールトイレについて

では、最後の質問項目に移らせていただきたいと思いますけれども、災害用マンホールトイレの件なのですが、災害時に断水等で水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、井戸水等を活用して、排せつ物を下水道本管に直接流す仕組みである災害用マンホールトイレについて、この間テレビでも放送されていたのですけれども、そういったことについては御存じでしょうか。

○（水道）管路維持課長

マンホールトイレについての認識ということですが、これにつきましては、今、言われたように、今回の大震災でも活用しているところ等もありまして、業界のニュース等で情報は仕入れておりまして、私どものほうでは認識しております。

○松田委員

このたびの東日本大震災では、既に災害用マンホールトイレを設置していた自治体があり、大変有効に使用され、被災者の方からは本当に大変喜ばれたというふうにお聞きしております。被災者にとって、食料とかそういうこと

も大事ですが、トイレというのは本当に大変な問題でありますし、また高齢者、小さい子供にとっても本当に大変なことであるというふうに思います。

この災害用マンホールトイレの本市での導入について、考えているかどうか、そのことについてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（水道）管路維持課長

今後の対応についてでありますけれども、地震等が発生した場合、当然、災害が発生した場合については、水や食料と同じように、トイレの問題というのは大変大きな問題になっております。この仮設トイレというのは、既存の下水道のマンホールのふたを使いまして、その上に仮設トイレを設置する。そしてその上にテントをかけて非常用、災害用での使用になりますけれども、大変これは今回の地震においても、大きい避難場所、大勢の避難されている住民の方という点では、非常に段差のないような場所に設置していますので、障害者の方やお年寄りの方も非常に使いやすいという形で大変有効だったという報告を受けています。

ただ、この大原則といたしましては、下水道が機能していなければ使えないという部分がありますし、今、委員がおっしゃったように、水洗化ということでいきますと、それを流す、汚物を流すための水も必要だという点では、地下水の利用だとか、例えば学校のプールだとか、そういう水を使うということがありますし、マンホールが設置されている場所も、市内の場合はほとんど道路でありますから、例えばそれが公園だとかグラウンドだとか、そういう場所に設置されていると、活用の方法はあるというふうには思っていますけれども、今後、その辺につきまして、小樽市として研究をしていかなければならないというふうに考えているところです。

○水道局長

今回の東日本大震災の事例を見ておきますと、やはりトイレだけではなくて、避難場所としてどこをどういうふうに設定して、そこにどのくらいの人が集中的に集まるか、それによってどのくらいのトイレが必要なのかという計画の中の一つとして、そういう仮設トイレというのも設備が必要ですから、例えば駐車場にあらかじめマンホールを置いて、そういう準備をして、今の水の問題もございまして、そういう準備をまずしておくことが大事だと思っております。そういうことで言うと、小樽市の全体の総合的な防災の考え方の中で仮設トイレというのをどう位置づけていくのかというふうに考えていかなければならないと思っております。

○松田委員

今回の災害は雪のあまりないところでしたけれども、小樽の場合、冬期間の雪という問題もあります。この間も質問の中で、融雪溝の問題で、小樽は坂があって、どうしても水の流れのことがあって融雪溝は難しいというお話も聞きましたけれども、そういったことで今後の課題として御検討していただければというふうに思います。

そういったことで、私の質問についてはこれで終わらせていただきます。丁寧な答弁をいただきありがとうございました。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎平成 22 年度の豪雨について

夏の集中豪雨のことで、大変、気候変動というか、北海道も本州のような大雨が降りました。バケツをひっくり返したような水量になったものですから、去年は長橋の状況も堺町の状況も見させていただきました。

その対策について、先ほど鈴木委員の方からも質問されていましたが、堺町は二度ほど冠水した模様なのでお聞きしたいのですが、対策として、そのときは、先ほどお話を聞いていて、新たな排水路ということで、これが課題であるということもおっしゃっていたのですが、どのように措置、対策をされたのか、具体的に教えて

いただきたいということと、それから先ほど堺町については、時間降雨量で何ミリメートルとおっしゃっていましたよね。どの程度まで、今、対策があって、耐えられるのかということも含めてお答えをいただければと思います。

○（建設）建設事業課長

堺町の対策ということでございますけれども、先ほど鈴木委員にも申し上げました、一部区域の変更という部分で実施をしてございます。それについての資料を持ってこなかったもので、何平方メートルについてどの区域に流れたという御質問については、後ほど個別にお知らせしたいと思います。また、別のルートで堺町の排水の処理をするという御質問もございましたけれども、ただいま市道本通第 2 線と市道本通線を含めまして、その周辺について、雨水渠計画をもってして溢水の処理を行えないかという部分で委託を出しております、その結果、方向性が出たら、新たなルートということで検討に入っていきたいと思います。

○山口委員

ということは、例えば前回並みに降れば、基本的には排水ポンプで対応するしか今はないということですね。

○（建設）建設事業課長

あくまでも前回の大雨につきましては、37.5 ミリメートルという時間降雨量なものですから、雨水渠計画をもってしても、降雨強度がそこまでございませぬ。ですから、現段階では昨年と同じような状況が予想されます。ただ、予想された中で、私ども昨年は初動態勢が遅かったと言われればそうなのですけれども、そこら辺に至る状況の中で、どのような土のう対応だとか、排水ポンプの早期出動だとか、そこら辺を今年度は迅速にやった中で対応していきたいと思います。

○山口委員

いずれにしても、あそこはメーンの観光地ですよ。震災で 3 月、4 月というのは売上げが激減をしてしまって相当痛手を受けているという話も聞きました。今、市としても、いわゆる震災対策として、10,000 人ウエルカム事業だと観光振興券の交付事業とかということで手を打つということで、私は秋を心配しているのですけれども、夏の堺町付近にまたこういうことがあると相当痛手になりますので、こういうことが毎年繰り返されるというのは大変なことです。早急に、それは時間降雨量で 37.5 ミリメートルも降ったら、地形的にあの山に降った分が全部来るわけですから、難しいと思いますけれども、もう早く対策を考えて決めていただいて、その事業をやっていたきたいと思うのですけれども、それに対する考え方をお聞きして、この件は終わりたいと思います。

○建設部飯田次長

堺町の件も含めまして、昨年度、冠水なりした箇所については、先ほど担当課長から答弁しましたけれども、川を直すとか、のみ口を改良するだとかと、いろいろなことを考えてやっていますし、堺町も水天宮の部分の水は従来まで市道本通第 2 線に流れていたのを、ちょっと排水区域の面積を減らしまして、昨年度と今年度かけて一定程度於古発川に流れるように、そういう対策も短期的な対応としてはやったところでございます。今後ですね、中・長期的な対応というのは、いろいろな方法がございませぬけれども、今、委託をかけて、費用対効果を含めてどういう方法がベストなのかということを検討している最中でございますので、もう少し時間をいただきたいと思いますが、ただ 37.5 ミリメートルというのは、これは観測史上 4 番目の雨量でございまして、基本的に全国的で 1 時間に 20 ミリメートル以上降ると、やはり災害といった対応になりますので、3 年に一遍ぐらい降る雨としては 22.7 ミリメートルというのが、小樽の一般的な雨の量でございませぬけれども、基本的に今回の東日本の震災でございませぬけれども、すべてをハードでやるというのはなかなか難しい。やはり減災という考え方も今後持っていかなければならないと思っていますので、非常時の対応を含めて、ソフトとハードで対応していくことが必要というふうに思っています。

○山口委員

基本的には於古発川のほうに一部雨水を流すということで、早急に緊急避難の対策をしていただいと。それを

超えるものについては、いわゆる根本的な対策を、今、考えていらっしゃるということですから、大変皆さんが納得する対応をしていただいているということで、私は納得をいたしております。

◎旧国鉄手宮線の活用について

予算特別委員会でも本会議でも、基本的には都市の有効な再構築をやらないと、小樽の主要産業である観光というのはいつまでももちませんよ、という観点からずっと話を申し上げているわけで、旧国鉄手宮線については基本的に旧手宮線のいわゆる整備事業については、新谷市政の時代にやられていた中心部の暫定整備のあり方では、その周辺の再利用は進みません。それに対する私たちの考え方を述べさせていただき、整備の手法についてもお話を申し上げました。これについては、基本的に関係の部局だけでやっていると進みませんから、部局横断的に、また、いわゆる一部の市民ですね、これは市民と申すって、いつも市民を交えた委員会をつくる時は、学識経験者とかを入れますよね。全く興味のない人でも入れてしまうわけですね。そうではなくて、関心を持った人に集まっていただいて、私的な懇談会をつくって、そこでスキームをつくると。それでだめならもうしようがないわけですから。せっかく市長が市民力の活用ということを強く、山田市政のときは、市民と協働と言っていましたよね。今度は市民力の活用と言っていますからね。だから、やる気のある議員はいますよ。例えば鈴木委員だって、勝納川の桜を植えるときも、肉体労働をされたのですね。町会引き連れて。だから、意欲があるわけですね。私の前にいる若い新たな議員も、小樽雪あかりの路でも一生懸命手伝っていただいていた時期もあったのですよ。だから、そういう意欲がある方は、議員にもいらっしゃいますよ。体力があつて気力もあると。市の職員の方でも、例えば建設部の所管ではなくても、かつては在籍していた方もいらっしゃいますけれども。声をかければ、例えば小樽雪あかりの路でも建築士会の方からはボランティアで出てきますよね。

例として挙げれば妙見川の取組があります。新聞は全然取り上げなかったのですけれども、なぜかと思えますけれども、あれは全国でも有数の事業だと思うのですよ。市民がお金を集めて、妙見町会は 150 万円も出しましたからね。それで、ここにいらっしゃる部長をはじめ、当時係長だった方もボランティアで、お金も一銭も出ませんよ。土日かけて、2 回もやって、我々ど素人ですからインターロッキングの並べ方一つ知りませんけれども、指導もいただいで、一緒に汗をかいて完成させたわけですからね。大変景観的には、非常に無味乾燥な鉄の白いパイプだったさくも、もうまくら木にかわってますよね。インターロッキングは、あまり私は好きではないのですけれども、建設部に聞いたらインターロッキングでもしようがないと思いましたが、敷くのは簡単でしたけれどもね。プロがやったよりは若干ちょっとでこぼこありますけれども、ちゃんとやったわけですから。そういう実績のある小樽市なわけですよ。本当に今まで、いわゆる市民と行政との協働ということで、そこまでの事業をやっている自治体ってなかなかないですよ。そういう意味で、私はできるぞと。まして小樽は、いまだ観光都市として知名度があると。

もう一つ、鉄道について言うと、全国 3 番目にできまして、あれだけの規模で往時のままの鉄路と、ゼロマイル基点が保存されている。ましてや、市の中心部にあるところなどどこにもないわけですから、これは鉄道ファンは圧倒的に興味を持っていらっしゃると思うのですよ。それで、整備に参加をすると。ただ、鉄道ファンについて言うと、鉄路の整備だけではいけないと。何とか走らせることにつなげてほしいと言うかもしれませんが、それは後の課題で、当座はまず整備をするところのお手伝いを願うということですね。

私は、こういう事業をやらないと、沿線の再開発で民間の協力を得ることは難しいというふうを感じるものですから、こういう提案を申し上げたわけです。小樽雪あかりの路もこの目的は、それこそ冬の集客ということで、運河だけでいいのですよ。旧手宮線というのはこれまで 13 回やって、現実に最初の 1 回ぐらいは、旧手宮線は全く人氣が低くて、もう本当に人がいらっしゃらなかったのです。本当に、10 日間で何千人ですよ。もういまや運河の 3 分の 2 以上の来客があるわけですから。旧手宮線の人氣って圧倒的なのですよ。やはりああいう雰囲気のところはないのですね、札幌でも。鴨々川というのがありますけれども、川がね。

だから、そういう意味で言うと、認知度は若干上がってきつつある。ただ、冬は上がっているけれども、夏場はいわゆる穴場的な感じでしかないわけです。だから、私はあそこがやはり新たな小樽の観光の受皿になるような格好になっていかないと、だめかなと思います。天狗山も当然ですよ。

だから旧国鉄手宮線活用計画がまとまって、本常任委員会で報告されて、今後どうするかということでしたけれども、そういう意味でぜひ部長にお願いしたいのですけれども、若手有志、これは私も入りますから。うるさいと言われても入りますから。建築士会のまちづくり委員会がせっかくあるわけですから、そういう方ともお話をされて、部長の下の私的な懇談会、こういうスキームづくりをできるのかできないのか、それがやれるのか検討するような、そういう私的な会合、そういうものも一回お持ちになったらいかがと思うのですけれども、御検討いただけないかと思って申し上げました。いかがですか。

○建設部長

今、いろいろと御提案がございました。我々も旧手宮線の活用は非常に大きな課題でありましたし、この間、何年もかけて市民の皆さん、学生の皆さんから意見を伺って、ようやく昨年の 3 月に一定の方向性を出して、そしていよいよ次年度から土地を買い戻して、そして平成 27 年度まで事業を進めていこう、こういうところまでやってきました。

今、山口委員から御提案があったように、内容的にはある程度こういうものというはお示しをできたのですけれども、整備をどうやってやるかと、その主体も含めての議論というのはまだ十分にはしていない段階です。我々もどこかの業者に頼んで、こういう形でやって済ましてしまおうとは思ってもいません。そういったことで、言うなれば市民参加をどういうふうに担保するかという部分だと思うのですけれども、そのあたりは、まだ十分に我々もきちんと議論をしていません。いよいよ来年度から土地を買って、すぐ事業をするわけではありませんので、まだ若干時間的に余裕があると思っています。そういったことで、庁内も含めていろいろな議論もしなければなりませんし、それから市民の皆さん、特にやる気のない人を集めてもしょうがないと、まさにそのとおりでありますので、建築士会だとか、あるいはいろいろなまちづくりの団体も含めて、旧手宮線のあり方をもう一回根本からやるという話ではなくて、具体的にどういうふうに進めていくかという部分については、十分に議論をしたいというふうに思っていますので、ぜひ山口委員も参加をしていただきたいと思っていますけれども、逆に言うと口のうるさい方がたくさんいたほうがいいという気がいたしますので、そういうことで参加をいただければというふうに思います。具体的な方法等は、またいろいろと御相談しながらといいますか、いろいろな我々も考えながら、あるいは意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、このあたりはそういう形では進めていこうというふうには思っております。

○山口委員

大変前向きな答弁をいただきました。しつこくやりますので、確認を必ず毎定例会でやりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎空き家・空き地バンクについて

もう一つ、鈴木委員が空き家・空き地バンクの話がされておりましたけれども、私の観点は、毎回申し上げておりますけれども、やはりこの都市のブランド力を生かして、移住、二地域居住を促進するために、空き家の活用というのはいかならないかということで、さまざまな提案をこれまでもさせていただいたわけです。

これも、基本的にはある程度市民力の活用というところにつながっていくのですけれども、これは要するにお年寄りが高台の上に家を持っていらっしやって、基本的にはまちなかに居を移される。歩いて買物するにも、坂道がづらいからということですよ。結局、山に住むことはできませんから。ただし、大変眺めがいいと。そういう空き家が多数、私は現地をいろいろ見て、これは選挙のたびに山のほうへ行くのですけれども、こんなところでこんな空き家があって、こんなに眺めがいいのかと。これは本当に結構いっぱいあるのです。銭函のほうは知りません

けれども、いわゆるまちなかで、手宮地区から堺地区に至るまで、結構あるのですよ。桜町もそうですね。それから、朝里の新光 5 丁目のほうもそうですね。だから、結構あるのです。そういうものを何とか本州の人に知っていただくというような目的で、空き家・空き地バンクみたいなものが活用されないかと思っていたのです。

今、私もたまに市のホームページをチェックさせていただいて見ているのですが、結局、不動産業者のほうにリンクがかかっておりまして、不動産業者のほうに、言ってみるならたぶん飛ばれて、それで昨年は 6 世帯か 7 世帯ぐらい移住されておりますね。だから、そういう方はそういうふうにされていると思いますよ。写真もついておりませんよね。

どういうふうにやったらいいかという、それこそ築年数で言うと 30 年を超えたような建物が結構あるのです。これを、ある程度、別荘風に改築をして、ここならやはり夏はちょっといたらいいなと。それも、このくらいの値段なのかというような物件を提供できれば、結構私はニーズがあると思っています。そういうものをやはり抽出して、所有者と話をし、たぶん、まず市内ではそんな住宅はだれもお求めにならない。いや、ただでやると言っても要らないとおっしゃるといのも結構ありますね。本当にそうですね。私が知っている人で、ただでもらった人がいますから。本当に借家で貸している人がいるのですよ、賢いと思いますけれども。私はそういうニーズはあると思っています。

それをどういうスキームでやるのかということ、提案しているのです。例えば、一口 10 万円でファンドを組んで、一定程度の金額が集まったら、ファンドの成立ということで改築をして、2 割ぐらいかけて最低価格にして、インターネットのオークションで売り出していく。それが成立をしたら、例えば管理会社が 1 か月しか使わなかったら、あと 11 か月を個別で売ってやると。そのかわり手数料をいただきますというのでね。ニセコのコンドミニアムは、そういうやり方ですよ。できるわけです。ビジネスがつながっていくわけです。雇用も生まれるし、そういうことを社会的事業として市が中心になってやらないのかと最近思っているわけです。やはり行政への信用は圧倒的なのです。小樽ジャーナルもアクセス数を誇っていらしゃいますけれども、市のホームページも相当アクセス数が多いからね。だから、そういう目玉の事業をおやりになるということは、例えば今回、新市長、出だしでつまずいたわけですよね。これは信用回復しなければいけませんね。プラスにするには、先ほど言ったような事業を提起されて、いや、小樽の市民と一緒に市長、頑張っていると。なかなか味なことやるね、あのまちはということでやらなければいけません。そういうことをぜひ検討しよう。空き家、今、私の提案しているファンドについても、ちょっと今、確かに市況が悪いですが、やはりスキームをきっちり検討してできるのか、どうやったらいいのかということも研究しなければいけません。

あわせて、旧手宮線のいわゆる市民力の活用、まちづくり事業とあわせて、今のようなことも含めて、我々も知恵を出しますし、汗もかきますから、私的な懇談会を部長の下につくっていただいて、そういうことでやはりやりましょう、おもしろいから。ぜひという提案です。もうこれ以上私は言いませんから、よろしく願います。

○（建設）まちづくり推進課長

スキームという話の前に、山口委員のほうからも以前、こうしたファンドの御提言がございましたので、私、全国的な事例を調査いたしました。それをちょっと申し上げます。

先進例といたしましては、兵庫県篠山市で NPO 法人が、先ほど委員がおっしゃったようなファンドを活用しています。概要といたしましては、古民家再生プロジェクトということで、NPO 法人が出資者を募って、ファンドをつくって古民家を再生する、そして売却して、その利益を出資者へ配当する、そういった仕組みになっています。実際、この NPO 法人にヒアリングをしてみました。何点かちょっと課題があるということで言われています。1 点目が、なかなかファンドが集まらない。2 点目として、作業がほぼボランティアが中心で行われてきた。3 点目が、ファンドでの配当金や利益というのが難しいというところが挙げられました。

今回は 1 件だけですが、もっと他の事例も調べて、ファンドがまず成立するのかわからないのか、その辺をもう少し

研究してみたいということで考えています。

○山口委員

今、まちづくり推進課長がおっしゃった事例は、小樽でも個別で NPO 法人がやって、喫茶店を運営していますよね。あと、福島工務店の息子さんもやっていたらありますけれども、そういう個別の建物の再生みたいな例は結構あるのですよ。

私が言ったのは、そういうことではない。やはり行政の信用力でそれを社会的事業として、例えば、今この委員会でも、いわゆる住宅リフォーム助成について、研究していますよね。だから、結局、地元対策も含めて、やはりそういう地元のパイの中で飯は食べませんから、外に向けてアピールをしていくということです。例えばリフォームする。デザインは大事ですよ。ああ、小樽にそういうデザイン力もあったのか、こういう技術力もあったのだということで外に出ていくという宣伝も含めてですよ。なおかつ、配当も得られるような仕組みです。

例えば、私が提案したのは、500 万円が集まったらファンドは成立して、700 万円で最低競売価格でやると。今はちょっとそういう大きな金額では無理だと思いますよ。けれども、ちょっと下げたらやれると思うのです。そうしたら、例えば 100 万円は手数料で、100 万円が配当だったら、もう既に、2割配当ですよ。一つ成立すれば、次々やっていきますから。これは、おもしろい話の例として聞いていただければ。

しかし、その程度の本当に眺めが 100 万ドルとは言わないけれども、素晴らしいところがありますからね。知らないだけなのです、皆さんまちばかり行っているから。山へ行かないとだめ。だから、そういうのも含めて、皆で探偵団をつくって一回行ってみるとかね。まず、先ほど提案をした部長の下の私的懇談会をつくって、スキームづくりをやる時には、まず探偵団で見に行ってくればいいのです。これはおもしろいことです。それから、インパクトのあることです。要するに、非常にローカルな仕事なのだけれども、ナショナルレベルでおもしろいということをやらないと、これやはりだめなのです。

小樽雪あかりの路はそうやって私は発想したわけですから。田舎祭りにしてしまったら、もう終わりですからね。そうではないのだ。田舎のよさをいかにナショナルレベルに発信していくか。ナショナルレベルでおもしろいぞと、プロが、通がおもしろいと言わなかったらだめなのです。

そういうことをやりましょう、そういう人材がいるのだと私は言っているわけですから、やりましょう。どうですか、再度、それを聞いて。

○建設部長

ファンドの話ですけれども、見た情報をいろいろ集める限りは、ちょっと難しい部分がたくさんあると思っています。これは簡単に乗り越えられる部分ではないのではないかと思いますけれども、もう一方では確かに空き家の活用というのは、空き家・空き地バンクをつくったのだけれどもどうなのだという部分も、市として反省しなければならぬ部分もあると思いますので、今後そういったことも含めて、ファンドについてはもう少し研究させてください。

○山口委員

一緒に研究をしていくことについては、いかがですか。

○建設部長

はい。一緒に研究するという。団体等のことと、もう一つ本当にそういう需要があるのかどうかという部分の話もあると思います。委員のほうからも、そういうのは小樽にはいっぱいあるだろうという話も、わからないでもないので、本当にあるのかなのかという部分の判断も一つあるだろうというふうに思っています。その部分については、すぐやりますとはちょっとならないと思っており、我々も勉強なり研究なりをしていきたいと思っていますので、そういった中でいろいろな情報交換等々ができれば、それはそういう形で少し研究、検討、勉強していきたいというふうに思っています。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎議案第 8 号「訴えの提起」について

各委員からも、議案第 8 号訴えの提起についての質疑がありましたけれども、松田委員が質問された際に、今、小樽市内の市営住宅にお住まいの方で、6 月末で 30 万円以上の滞納している方は 37 名であるということなのですが、そのうち最高額はどれぐらいなのか、まず教えていただけますでしょうか。

○（建設）小林主幹

一番高額な方が 126 万 4,260 円です。

○安齋委員

総額にすると幾らか、今、計算ができないのですけれども、もし先ほどおっしゃった 30 万円以上の方が、皆さん 30 万円ずつであれば、37 名で 1,100 万円の滞納額というふうになるのです。先ほど、滞納者に対して市が対応している催告については、ほとんど書面を送っているだけのように感じたのですが、直接現場に行って滞納者にお話をしたり、どういう現状なのかと聞いたりしていることはあるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

今、市営住宅の管理は、協和総合管理株式会社に指定管理者ということでお願いしていますが、交渉の中で直接会わなければならない場面では、私も一緒に行っております。

今回、提案されている入居者の方についても、私は 3 回面談しております。

○安齋委員

3 回が多いか少ないかはわかりませんが、3 回会っても 76 万円の滞納額になって、裁判にかけなければいけなくなっているということは、やはり市としてあまり滞納者からちゃんと支払ってもらおうという姿勢が見られないのではないかと感じるのですね。

（「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり）

いやいや、本当に。普通、民間ですと、やはり 1 か月 2 か月滞納されたら、経営のことも考えていかなければいけないですから、もう少し真剣に話を聞いていたり、その前段でもうちよっとなんか対応していくと思うのですけれども、この高額の 126 万円の滞納者に関しては、どういった対応をしているのでしょうか。

○（建設）小林主幹

この方は誓約を出していただきまして、現在は少額ですけれども、今、納付中ということでございます。

○安齋委員

納付中ということなのですが、これは書面を出ただけでそういうふうな対応になったのか、それとも何回か交渉されたのでしょうか。

○（建設）小林主幹

私もこの方には何回か会っております、生活困窮者ということもございます。その中で支払の額を決めて、現在、履行中ということでございます。

○安齋委員

それぞれいろいろ事情があるということなのですが、やはり 30 万円以上 126 万円以内の滞納者が 37 名もいるということは、もう少し市として滞納者が減るような対応をとっていただきたいと思います。やはり結局、裁判をかけて、こういうふうな議案になってしまえば、私たちもその人たちに対して議案を可決して払ってもらわなければいけなくなりますから、その前段で何とか入居者ともいい方向で、市営住宅の運営をしていっていただきたい

と思います。

◎公園施設長寿命化計画策定事業について

次に、公園施設長寿命化計画策定にかかわって質問させていただきますが、今回、平成 23 年度当初予算で調査費として、800 万円が計上されていますけれども、この中身について教えてください。

○（建設）堤主幹

今回、公園施設長寿命化計画の策定調査費を計上してございますけれども、本市におきまして、今年度と来年度 2 か年で策定する予定になってございます。

今年度の業務内容でございますけれども、対象公園として、市内 92 か所の都市公園がございますので、この関係の施設の現状調査、それと公園台帳や図面の既存施設の整理だとか、もう一つ、先ほど言った現地調査の中で、遊具だとか、そういった部分の老朽化を含めた形で、使われている状況、周りの住民等の状況なども調査をして、危険度判定までを調査していきたいというふうに思っております。

○安齋委員

今回、公園施設長寿命化計画策定調査費として、国の補助金が 2 分の 1 入るとのことなのですが、この計画を使って、対象公園をどのぐらいまで市民のニーズに対応してバリアフリー化を進めていくのか、もしお考えがあるのであれば教えていただきたいと思っております。

○（建設）堤主幹

先ほども話しましたとおり、92 の公園を市のほうで管理してございます。ですから、対象公園としてはすべての公園というふうに理解してございます。ただ、グレードの問題でいきますので、当然、老朽化している施設が多い公園は改修の規模も大きくなるというふうに思っていますし、総合公園、近隣公園、地区公園、街区公園というふうに、公園も 4 種類ほどに分かれていますので、総合公園の部分は当然規模も大きいですから、改修の内容も大きくなるという部分があるかと思っております。

○安齋委員

いろいろこれから対象公園などを整理して老朽化など、現状調査などしていくと思うのですが、以前、小樽公園の整備計画があって、いろいろ進めていったのですが、途中、財政難を理由に、こどもの国ゾーンを整備した時点で中途半端に終わっているという現状もありますので、ぜひ最後まで市民が求めるような公園をつくってほしいと思っております。

◎下水道事業会計について

次に、下水道事業会計についてなのですが、下水道事業会計から、平成 21 年度から 23 年度にかけて、一般会計に 8 億円ずつ貸付けがあります。この貸付けの基となっている資本費平準化債について制度を教えてください。

○（水道）総務課長

資本費平準化債ですけれども、ここに拡大分というのがまたつきます。それで、資本費平準化債の拡大分につきましては、下水道事業債の元金償還期間、これは政府資金で申しますと、長いもので 25 年となっております。一方、下水処理施設の減価償却期間は、おおむね 44 年間と言われております。このように、元金償還期間のほうが減価償却期間より短いことから、耐用年数より早く償還しなければならず、下水道事業は構造的に資金不足が生じやすくなっております。このため、この資金不足を補うために、この企業債の元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額について、発行が認められた企業債であります。これにより、今の利用者だけではなく、後年度の方にも負担していただく世代間の負担の公平化を図ろうとするものであります。

○安齋委員

下水道事業会計の起債返済のために充てるというものなのですが、それを財政状況が苦しい親のために、毎年 8 億円ほどの借金を子供がしているというこの現状は、なかなか痛々しいものだと私は思っているのですけれど

ども、ただ、市民から見ると、この 8 億円がそういった国の制度で決められたところから入っているとは思いませんので、自分たちの払った高い下水道料金から一般会計に繰り出しているのではないかという苦情や意見も多くあります。私もずっとそう思っていましたし、そしてこの制度を、一般会計の穴埋めに使っているというのは、やはりちょっと財政手法としては好ましいものではないのではないかと今でも思っています。

結局、今回、平成 22 年度決算見込みで、一般会計 12 億円の黒字が出ましたので、少しよくなっているのかなと思うのですが、ただ、この 12 億円のうち、下水道事業会計から 8 億円入った上での黒字 12 億円なので、まだまだ厳しい状況もあり、これに頼っている状況はまだ続くと思うのです。ただし、累積赤字が消えたので、下水道事業会計からの繰入れは少しずつ減っていくのではないかと私自身は考えているのですが、以前、今年 3 月の予算特別委員会で、前水道局長がこの繰入れに対して、24 年度以降については、新たな協議や考え方が必要ではないかと話しておりました。次年度の予算についてはまだこれからの話なのでしょうけれども、今回、12 億円の黒字という数字が出てきたものですから、少し水道局長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○水道局長

下水道事業サイドから、この仕組みといいますか、一般会計への長期貸付けということがなぜ行われたかという歴史的なものを説明したいと思っておりますけれども、下水道事業は、今、課長から説明したとおり、使用料収入ですべてを賄うというのは、昔はなかなかシステムの的に難しく、この企業債を全額、限度額借り入れて、そのほかに一般会計からの多額の繰入れをいただいて、要するに税を入れて何とか収支のバランスをとってきたということがあります。

その中でまた、18 年だったと思うのですが、下水道事業において国の制度が大きく変わりました。これは、昔は雨水は公費といいまして、雨水事業には公費を入れるという原則があったのですが、汚水にも公費を入れるという制度改革があって、それによって下水道事業会計というのは若干、改善をしていって、この平準化債を限度額まで借り入れなくても、何とか今の使用料で、下水道事業を運営していくことができたということで、今まで一般会計から多額の繰入れをしておりましたけれども、このルールの中で繰り入れていただくことによって、収支のバランスがとれてきたということでありまして、この下水道の平準化債のその限度額を今後どうするかと。特に、下水道事業サイドとしては、限度額まで借り入れることはないということは水道局内部で話をしていたのですが、一般会計といろいろこの取扱いについて協議した中で、いや、それなら一般会計に貸してもらえないかという話になって、この取扱いについて、それで総務省に小樽市の水道局の考え方も問い合わせをした中で、下水道の平準化債としての限度額の借入れというのは、これはもう法で決められていますから、借り入れることには問題ないし、その後の取扱いについて、総務省がとやかく縛ることもないというお返事をいただいた中で、それではそういう形で進めましょうかということで始まっております。

24 年度以降ということでございますけれども、24 年度以降も、下水道事業の側から言うと、平準化債の借入れというのはまだ借り入れることはできます。ただ、あとは借り手側の一般会計の考え方が今後どうなるのか、これは財政サイドと協議をしながら、どう進めていくかということを決めていきたいというふうに思っています。

○安齋委員

ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、親孝行の子供があとどれぐらい平準化債を借り入れるか、お知らせいただけますか。

○水道局長

これから先ずっとどうなるかというのまでは把握しておりませんが、少なくとも平成 24 年度は現時点で約 8 億 5,000 万円は限度額としてあるというふうに思っています。

○安齋委員

例えば、一般会計、親がまた苦しい状況になった場合は、この限度額まで借りる考えは少しはあるのでしょうか。

○水道局長

先ほど説明したと思いますけれども、一般会計側でそういう資金を調達したいという話があれば、今までのこのルールにのっとってやることになるかと思っています。

○安齋委員

わかりました。

◎下水道使用料について

水道局では、職員数を減らしたり、給与を減らしたり、業務委託したりと、いろいろと職員の方々に負担をかけている現状ですが、やはり市民からすると、そういうところはあまり見えないので、何だ、黒字が出て、ぼんぼん 8 億円、毎年出しているのではないかと。それだったら、どんどん下水道料金を下げればいいのかという声が本当に多いものですから、親のために借金をしてそのままスルーするというような、ちょっと言い回しがおかしいと思うのですけれども、もうちょっと下水道事業会計を透明化して、市民の方に納得を得られるような情報を公開していく必要があると思うのですけれども、それについて御見解をお聞かせください。

○水道局長

どういう方向で市民の方にこの仕組みというか、その辺を周知するのが一番いいのか、今、いろいろあるのではないかと思いますけれども、下水道使用料でその部分を一般会計に貸し付けているという部分は、この辺はきちんと明示しなければやはり、今、委員の言われたとおり、料金を値下げするべきではないかというふうに勘違いされるとことは十分私もわかりますので、この辺は何か検討していかなければならないというふうに思います。

○安齋委員

結局、小樽市の下水道使用料なのですからけれども、家事用で 2 か月に 30 立方メートル使ったときなのですからけれども、道内の中で隣の札幌市が 1,870 円で、小樽市が 3,720 円ということで、倍ぐらいの金額があるということなのです。担当の方に伺ったところ、札幌市はかなり下水道の管の設備が行き届いていて、個々の家の間にあまりあきがない状態だから、効率的に使えると。小樽市の場合は、空き家も多くて、なかなか下水道管をそういうふうに使えないから高くなっているというふうに御説明をいただいたのですけれども、まず、この認識が間違っていないのか、確認させていただけますでしょうか。

○水道局長

下水道の仕組みというのは、やはり人口集中、都市型設備です。管 1 メートル当たりに張りつく人口が多ければ多いほど使用料を下げることができるという仕組みになっておりますので、人口が少ない、要するに密集度が薄い、広がりを持ったところは、管の延長が人口割りに長くなります。下水道事業の大体 7 割がこういう下水道管の布設費用に充てられていることからすると、布設延長が短いところに人口が集中しているところほど使用料が下がると。当然、政令指定都市であるとか、そういうところは人口が集中しておりますから、下水道使用料というのは低い。人口密度が低いところは、どうしても料金を高めに設定せざるを得ないということです。

○安齋委員

そうすると、今後、小樽市の人口はどんどん少なくなっていくので、もしかすると何十年後かには、また下水道使用料を上げなければいけない時期が来るというふうにお考えなのでしょうか。

○水道局長

何十年後のことはちょっとわかりませんが、我々は上下水道ビジョンを策定し、お客様へのサービスの最大は料金値上げをしないことだということを職員一丸となって取り組んでいるわけですから、そういうことでは極力値上げをしないために、内部でできることはやろうということで進めているということでございます。

○安齋委員

値上げをしないようにしていきたいということなのでしょうけれども、値下げをするということにはならないで

すよね。

○水道局長

今の下水道事業会計の収支の状況からいって、まだ累積赤字も相当ありますし、企業債の償還というのもありますし、更新事業、それから耐震化、いろいろとやらなければならない事業がメジロ押しです。そういうことを着実にやって、次の世代に施設を保全して渡すということも大切な事業だと思っておりますので、使用料の値下げというのが先ではなくて、まずはその事業を着実にやるということが先ではないかというふうに思っています。

○安齋委員

使用料についてはわかったのですが、他都市の事例を見せてもらったのですが、小樽市の基本料金は、2 か月で 20 立方メートルを、最低限払わなければいけないということになっていると思うのですが、余市町はたしか 7 立方メートルですよね。函館がもうちょっと、たしか 10 立方メートルとか 15 立方メートルとかで、単位がすごく少ないのですよね。小樽市の場合は高齢者、独居老人が多いものですから、高齢者一人で 2 か月 20 立方メートルも使うのかどうかというのは、ちょっと私も専門家ではないのでわからないのですが、料金の値下げはかなり厳しいということだと、単位をちょっと少し少なくしてあげるとか、そういったことを配慮するお考えはないでしょうか。

○水道局長

水道料金と下水道使用料の、今の一月当たりの基本料が、小樽市の場合はまず 10 立方メートルという仕切りがあって、2 か月検針ですので、2 か月で 20 立方メートルという形になっています。いろいろ今、料金の見直しの中で、基本料金の設定というのはいろいろ議論もされているということは私も承知しておりますけれども、今後の料金の改定のときに、水道のほうがなかなか厳しい状況になってくるとは思いますけれども、そういう中ではその辺の基本料金をどう設定するのか、単価はどうするのか、それから今は通増制という形で、使えば使うほど高めの設定になっていますけれども、そういうのが今の水資源の状況からしてどうなのか、こういうことも含めてトータル的にどういう形がいいのかというのは、議論をする時期が今後来るのではないかというふうに思っています。

○安齋委員

その議論する時期というのは、いつごろというのはちょっと予測できないでしょうけれども、でも私の友人や仲間たちは皆、家賃が高くて仕事もないし、保険も高いし、水道料金も高いから、小樽市にいるより札幌市にいたほうがいいのだと言って結構出ていっている事例が多いものですから、そういうもし下水道事業会計でも多少見直しができるのであれば、やはり早急にといいですか、どれぐらい早いかはちょっと私も言えないのですが、できる限り今後も人口がどんどん減っていく中では、そういった小さな配慮をしていってほしいという思いがあります。ぜひ、今後そういうふうに進めていくとかいうのではなくて、もうちょっと前向きに進んでいってほしいと思いますが、最後に御答弁をよろしくお願いします。

○水道局長

今、水道料金のほうがやはり厳しい状況が近く来るのではないかというふうに我々は押さえておまして、それをできるだけ伸ばそうと思っています。そういう料金を改定しなければならない時期に、当然、料金を上げるだけではなくて、そういういろいろな社会情勢に合った料金を設定し、やはりそういう独居の老人の方は本当に 10 立方メートルまで使うかどうかというのは、確かにあると思います。そういうときにはそういうサービスをしながら、やはりある程度お支払いいただける方にはちょっと高めの設定をして、そういうバランスをとっていくという考え方が必要でないかという話をさせていただきました。そういう時期はやはり料金改定という時期に、そういう議論をトータル的にやっていくということが必要だというふうに思っています。

○安齋委員

最後にもう一度伺いたいのですが、水道料金が苦しいということで料金改定のほう、いろいろとおっしゃ

いましたけれども、下水道使用料だけでも、もし余裕があるのであれば、単位を変えるということではできないのでしょうか。

○水道局長

基本的には、水道メーターの検針ですべて料金を設定しておりますので、やはり事業的にも同じ基本料で設定するのがいろいろと間違いもないでしょうし、通常はそういう考え方ではないかと思えますけれども、いろいろ下水道事業は決して楽だということではなくて、今の使用料で何とかやっていけるというふうに思っていたかかないとこの議論もちょっとおかしくなりますけれども、先ほど私が説明したとおり、下水道事業でもいろいろやらなければならないことがたくさんありますので、そういう事業を着実にまずやって、その結果、また使用料と、収入と歳出のバランスを見てどうするかというふうを考えていくということになると思います。

○安齋委員

わかりました。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 25 分

再開 午後 4 時 53 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決いたします。

議案第 8 号について採決いたします。

可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、所管事務の調査についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務の調査は、まちづくり基盤整備に関する調査についてとし、閉会中も継続して審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。